

ラオス投資ガイドブック 2019

(2019 年 3 月)

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ビエンチャン事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責条項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ビエンチャン事務所が KMC Lao Sole Co.,Ltd. および KPMG Lao Co.,Ltd. と共同で作成し、2019 年 3 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正および運用の変更などによって、内容が変更される場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび KMC Lao Sole Co.,Ltd. および KPMG Lao Co.,Ltd. は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KMC Lao Sole Co.,Ltd. および KPMG Lao Co.,Ltd. がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に関わる問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail: BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ビエンチャン事務所
E-mail: LVI@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

第 1 章	外国法人の駐在員事務所の設立と管理に関する計画投資省大臣合意の施行	1
(1)	駐在員事務所の形態と期限	1
(2)	駐在員事務所の設立条件（第 8 条）	2
(3)	駐在員事務所の設立のプロセス	3
(4)	駐在員事務所の義務（第 12 条）	3
(5)	その他の留意事項	3
第 2 章	経済特区に関する首相令について	5
(1)	法人税に関する優遇制度（第 43 条）	6
(2)	付加価値税（VAT）に関する優遇制度（第 43 条）	7
(3)	土地および不動産の利用に関する優遇制度（第 44 条）	7
第 3 章	看板法の公布について	9
(1)	看板の言語、背景色と文字色	9
(2)	企業看板	9
(3)	看板事業	10
第 4 章	投資環境改善の動向 その 1	11
第 5 章	投資環境改善の動向 その 2	14
(1)	企業登録方法の体系化	14
(2)	商工事業の事業許可ライセンス発行手続きの体系化	16
第 6 章	投資環境改善の動向 その 3	23
(3)	ネガティブリストの改訂	23
(4)	企業印と看板の作成プロセスの改善	23
(5)	車両輸入における Lao National Single Window の利用開始	23
第 7 章	食品の輸出入・トランジットに関する保健省大臣合意の施行	37
(1)	輸出入者登録と食品登録	37
(2)	食品の輸出	39
(3)	食品の輸入	39
(4)	食品輸出入者の報告義務	40
(5)	禁止事項と罰則	40
第 8 章	生鮮品（野菜・肉・魚）の輸入許可手続き	42
(1)	野菜・果実	42
(2)	肉・魚	43
第 9 章	森林製品の管理と輸出	51

第 10 章	有機肥料の製造と輸入.....	54
第 11 章	会計基準.....	58
	(1) ラオスの会計基準と親会社の連結決算対応 (概論)	58
	(2) 日系在ラオス子会社の連結決算対応.....	58
	(3) ラオス会計基準と IFRS の主な差異.....	58
第 12 章	税効果会計.....	61
	(1) 在ラオス企業の主な差異項目	61
	(2) 繰越欠損金の税効果会計上の取り扱い	62
第 13 章	税制体系.....	63
	(1) ラオスの税制体系.....	63
	(2) ラオスとの租税条約締結国.....	63
	(3) 電子申告制度.....	64
第 14 章	法人税	65
	(1) 納税義務者	65
	(2) 法人税の計算方法.....	65
	(3) 申告・納税方法.....	65
	(4) 課税所得の算出方法	66
	(5) 繰越欠損金.....	67
	(6) その他	67
	Q&A ラオス法人株式の売却.....	68
第 15 章	個人所得税.....	69
	(1) 納税義務者	69
	(2) 給与所得	69
	(3) その他の所得.....	69
第 16 章	源泉税	71
	(1) 非居住者への支払いにかかる源泉税.....	71
	(2) 非居住者への支払いにかかる源泉税 (その他)	72
	(3) 租税条約の非締結国との取引 (例：日本法人)	72
	(4) 租税条約の締結国との取引 (例：タイ法人)	73
第 17 章	付加価値税 (VAT)	75
	(1) VAT の課税取引.....	75
	(2) 非課税取引	75
	(3) 納税義務者	77
	(4) 申告・納税方法.....	77

(5) タックスインボイス	78
(6) 実務上の留意点.....	78
(7) 非居住者との取引.....	78
(8) VAT に関する罰則.....	79
Q&A タイのフォワーダーへの支払い	80
第 18 章 関税.....	81
(1) 輸入関税の計算.....	81
(2) 課税評価額.....	81
(3) 税率	82
(4) 関税および VAT に関するインセンティブ	82
第 19 章 物品税	84
(1) 特定の物品にかかる物品税	84
(2) 特定のサービスにかかる物品税.....	86
第 20 章 税務調査.....	87
(1) 過小申告による罰金（ペナルティ）	87
(2) 無申告、税務調査の拒否による罰金（ペナルティ）	87
(3) 延滞金（サーチャージ）	87

ラオス投資ガイドブック 2019

第1章 外国法人の駐在員事務所の設立と管理に関する計画投資省大臣合意の施行

ラオスで外国企業が事業を行う際の法人形態は、会社法および投資奨励法において、①駐在員事務所、②支店、③有限責任会社、④一人有限責任会社、⑤業務提携、⑥公開会社の六つが認められている。このうち駐在員事務所について、2018年7月30日付で「外国法人の駐在員事務所の設立と管理に関する計画投資省大臣合意第1815号」が發布された。本合意は、2016年11月17日付改正投資奨励法第7節第55条・第56条で規定される駐在員事務所に関する規則を補足するものであり、駐在員事務所の期限と延長に関する実質的な規制緩和が特筆すべき点である。

(1) 駐在員事務所の形態と期限

大臣合意第1815号では、駐在員事務所は第1種・第2種に分類され（第5条）、それぞれの事務所の期限・延長については下表のとおり定められている（第13条）。

表1 駐在員事務所の種類、期限、延長

駐在員事務所の種類		駐在員事務所の期限と延長
第1種	親会社の投資判断のための情報収集やラオス政府・民間企業との調整を行う駐在員事務所。商業活動を行ってはいらない。	許可証の期限は1年で、上限1年で3回まで更新が可能（＝設立後計4年）。その後、計画投資省ワンストップサービス室に申請することで、上限を3年とした延長が可能。ただし、毎年許可証の更新が必要。
第2種	ラオス政府との覚書もしくは契約に基づき、特定の分野における活動を行う駐在員事務所。	許可証の期限は1年で、覚書もしくは契約の期間内で延長される。毎年許可証の更新が必要。

2009年施行の旧投資奨励法では、駐在員事務所の期限は1年ごとの更新で更新回数上限が2回まで、つまり設立後3年間までしか認められていなかった。本規定は実態にそぐわず外国企業のラオスへの投資促進を妨げるとして、在ラオス日本国大使館、ビエンチャン日本人商工会議所が中心となり、ラオス政府に対する規制緩和の働きかけを続けた結果、本大臣合意において規制の撤廃が実現した。

大臣合意第1815号では、第1種駐在員事務所の期限延長回数の制限の有無については言及さ

れていないが、2018年12月11日に開催された第12回ラオス日本官民合同対話¹において、ラオス側議長であるspan・ケオミサイ計画投資省大臣より期限延長回数に制限は定めないことを確認済みである。つまり、実質的に無期限に延長が可能となった。

本同意の施行以前からラオスで活動する駐在員事務所については2018年を初年度とし、2021年までを有効期限とする。ただし毎年許可証の更新が必要である。2021年以降は、表1のとおり3年を上限とした期限延長が可能である。

なお、駐在員事務所の期限を延長する場合、設立許可証の期限が終了する30日以上前に、延長申請書およびその他必要書類を提出する必要がある（第15条）。延長申請に必要な書類は、以下のとおりである（第14条）。

1. 駐在員事務所の延長申請書
2. 駐在員事務所の延長に関する親会社からの申請書もしくは合意書
3. 駐在員事務所設立許可証の原本
4. 税務登録証のコピーと税務証明書類
5. 中央銀行からの資本金輸入証明書
6. 年次報告書および次年度活動計画
7. その他必要な書類

(2) 駐在員事務所の設立条件（第8条）

駐在員事務所を設立する際には以下の点に留意が必要である。

- 親会社とその登録国で安定した事業を営んでいる、もしくは法人設立後2年以上経過している。
- ラオスで以前、駐在員事務所を設立したことがある場合、同事務所の閉鎖から3年以上経過している。
- 活動目的が明確、かつ親会社の事業内容と整合性がある、もしくは事業遂行における強みを有している、もしくはラオス政府と親会社の間で覚書あるいは契約を締結している。
- 登録資本金が5万米ドル以上である。

¹ ラオスにおける外国投資環境改善・日本からの投資促進を目的として、2006年よりラオス・日本両政府が合同で実施している会議体。ラオス計画投資省大臣と在ラオス日本国大使が共同議長を務める。

(3) 駐在員事務所の設立のプロセス

駐在員事務所の設立申請は、計画投資省投資奨励局投資ワンストップサービス室にて行う（第6条）。ワンストップサービス室は、申請書類を受領後、3営業日以内に関係機関に対してコメントを依頼し、7営業日以内に回答を得る。その後、5営業日以内にワンストップサービス室は設立許可証の発行の可否を判断して申請者に連絡する（第9条）。つまり設立申請後、最長15営業日以内に設立可否が判断され、可能な場合は設立許可証を受領できることとなる（ただし、実際の運用においては遅れることが多々ある）。

設立申請に必要な書類は以下のとおりである（第7条）。

1. 駐在員事務所設立申請書
2. 駐在員事務所の定款
3. ラオスでの駐在員事務所設立に関する親会社からの申請書もしくは合意書
4. 親会社からの代表者任命書および代表者のパスポートコピーと履歴書
5. 親会社の法人証明書類のコピーと定款
6. 親会社の事業歴と財務状況の証明書類
7. その他必要な書類

(4) 駐在員事務所の義務（第12条）

駐在員事務所の設立と運営における義務について、留意すべき点は以下のとおりである。

- 設立許可証の受領後60日以内に登録資本金をラオスに送金する。
- 同60日以内に事務所を構え、看板を設置する。
- 駐在員事務所の設立を、新聞もしくはその他の方法で周知する。
- ラオスの商業銀行に口座を開設する。
- ワンストップサービス室が定める書式にて、6カ月・12カ月の活動報告書を計画投資省投資奨励局へ提出する。
- 組織、登録資本金額、定款、活動内容の変更があった場合、親会社による合意もしくは、変更指令後30日以内に変更内容を計画投資省投資奨励局へ報告する。

(5) その他の留意事項

① 従業員

2013年施行の改正労働法第68条では、ラオスで事業活動を行う企業が雇用する外国人労働者の比率上限は、単純作業従事者の場合はラオス人従業員数の15%、専門・技術職の場合は同25%と定めている。つまり、外国人従業員が1人いればラオス人従業員を最低4人雇用する必要があることになる。一方、駐在員事務所においては、本大臣合意第1815号にてラオス人従業員の最低雇用人数は言及されず、「ラオス人を優先的に雇用すること」との記述に留められている（第11条の3）。2018年8月30日に計画投資省投資奨励局企業登録課へ確認したところ、「採用にあた

り、スキル、経験、学歴など全く同条件であればラオス人を優先すべきであるが、最低人数制限は定めない」との回答を得ている。なお、外国人職員は 2 人以下と定められている（第 11 条の 3）。

②禁止事項と罰金

大臣合意第 18 条では駐在員事務所の禁止事項を、第 22 条では禁止事項に対する罰金・罰則を定めている。

表 2 駐在員事務所の禁止事項と罰則

禁止事項	罰則（罰金）
1. 収入や利益を生む事業活動	5,000 米ドル
2. 商品・製品、サービスの広報活動	5,000 米ドル
3. 駐在員事務所設立許可証の変更、改ざん、他者による利用	変更・改ざん：3,000 米ドル 他者による利用：2,000 米ドル
4. 領収書もしくはインボイスの発行	1,000 米ドル
5. その他法律違反	規定なし

2 回目の違反は罰金額が 2 倍、3 回目の違反は罰金額が 3 倍かつ無条件の駐在員事務所閉鎖命令が発せられ、親会社による駐在員事務所設立の再申請の権利もはく奪されるため、注意が必要である。

その他、駐在員事務所の管理と運営に関する相談は、所管官庁である計画投資省投資奨励局（Investment Promotion Department）が受け付けている。

第2章 経済特区に関する首相令について

現在ラオスでは、以下に挙げる 11 の経済特区（Special Economic Zone: SEZ）が、存在している²。日本企業は主に、1・4・5・11に入居している。

表 1 ラオスの経済特区

No.	経済特区名	設立
1	Savan-Seno Special Economic Zone	2003
2	Boten Beautiful Land Specific Economic Zone	2003
3	Golden Triangle Special Economic Zone	2007
4	Saysetha Development Zone	2010
5	Phoukhyo Specific Economic Zone	2010
6	Vientiane Industrial and Trade Area	2011
7	Thatluang Lake Specific Economic Zone	2011
8	Longthanh - Vientiane Specific Economic Zone	2012
9	Dongphosy Specific Economic Zone	2012
10	Thakhek Specific Economic Zone	2012
11	Pakse - Japan SME Special Economic Zone	2015

（出典：計画投資省投資奨励局）

ラオスにおける経済特区の法的枠組みは、2010年10月26日付「経済特区・特定経済特区に関する首相令第433号」および2015年9月28日付「タートルアン湿地特定経済区と全国の経済特区への投資の追加優遇に関する首相合意第73号」であったが、2018年6月7日付で「経済特区に関する首相令第188号」が発出され、置き換えされた。

ただし、本首相令の前に政府と契約した内容や、各経済特区が独自に定める規定については、それらの契約期間・有効期限が終了するまでは変更されないとしている（第64条）。例えば、中部サワナケート県にある Savan-Seno Special Economic Zone（サワンセノ経済特区）では独自の規定として、2003年11月13日付で「サワンセノ経済特区の管理規則および優遇施策に関する法令第177号」が発出されており、本経済特区のデベロッパーおよび特区内に投資をしている個人・企業には法令第177号が優先適用される。

² 2019年3月時点では、あと二つの経済特区（Xieng Khouang Special Economic Zone と Luang Prabang Special Economic Zone）の開発が政府承認されているが、まだ開所していない。

本首相令第2章では、経済特区開発の投資形態やデベロッパーの条件が定められている。2010年の旧首相令第433号では、デベロッパーは「政府から開発を許可された個人、法人」とされていたが（第3条）、本首相令では第一条件として法人であることが明記されている（第14条）。

一方、経済特区に投資をする個人・法人の投資申請方法は第3章に定められている。投資を希望する個人・法人は、経済特区の管理委員に以下の書類を申請する（第28条）。管理委員は事業の種類により、独自に投資を許可、もしくは中央の投資奨励管理委員からの許可を得て企業登録証を発行する（第23条、25条、26条）。

1. 投資申請書
2. 経済技術可能性調査もしくは事業計画（必要な場合）
3. 環境社会影響評価（必要な場合）
4. 会社設立契約（合弁の場合）
5. 定款
6. 財務証明書類
7. 土地利用証明書類
8. 個人・法人の証明書類
9. その他必要な書類

経済特区への投資家には、税に関する優遇制度と、土地および不動産利用における優遇制度が定められている。

(1) 法人税に関する優遇制度（第43条）

経済特区において、投資奨励法第9条で定める投資奨励セクター³へ投資する場合、下表に示す期間、法人税が免除となる。投資奨励法第10条で定める投資地区分類に応じて免除期間が異なっている。

³ 投資奨励法第9条では、以下の九つのセクターを奨励分野として定めている。

- ① 高度最先端技術の活用、科学技術の研究、研究開発、革新技術の活用、環境負荷の低い事業、天然資源エネルギーの節約に貢献する事業
- ② クリーンな農業、無農薬、育種、畜産品種改良、工芸作物栽培、森林開発、環境および多様性の保全、地方開発、貧困削減に資する事業
- ③ 環境に優しい農産品加工、国家の独特な工芸品加工
- ④ 環境に優しく持続的な自然・文化・歴史観光産業の開発
- ⑤ 教育、スポーツ、人材開発、職能開発、職業訓練所、教育・スポーツ用品生産
- ⑥ 高度な医療施設、医薬品・医療機器製造工場、伝統医薬品の製造と治療に関する事業
- ⑦ 都市の交通渋滞緩和、居住地域整備のための公共サービス・インフラ開発への投資、農業・工業用インフラ建設、商品輸送サービス、越境サービス
- ⑧ 商業銀行融資へのアクセスがない国民やコミュニティの貧困解決のための政策銀行、マイクロファイナンス事業
- ⑨ 国内生産や世界的なブランドの販売促進のための近代的ショッピングセンターの開発運営、国産の工業品・手工芸品・農産物を展示する展示場の開発運営

表 2 投資セクター別・地区別の法人税免除期間

	第 1 地区にある経済特区	第 2 地区にある経済特区
投資奨励セクター ①④⑦⑧⑨	12 年 (第 1 地区への投資優遇 10 年＋ 経済特区への投資優遇 2 年)	6 年 (第 2 地区への投資優遇 4 年＋ 経済特区への投資優遇 2 年)
投資奨励セクター ②③⑤⑥	17 年 (第 1 地区への投資優遇 15 年＋ 経済特区への投資優遇 2 年)	9 年 (第 2 地区への投資優遇 7 年＋ 経済特区への投資優遇 2 年)

* 第 1 地区：貧困地域、遠隔地、社会経済インフラの利便性が低い地区

* 第 2 地区：社会経済インフラの利便性が高い地区

(出典：首相令第 188 号をもとにジェトロが作成)

さらに、投資奨励セクター③④⑤⑥の事業に投資する場合は、上記の法人税免除期間が終了した後の 5 年間、税法で定める法人税率の 35%の法人税率が適用される。

(2) 付加価値税 (VAT) に関する優遇制度 (第 43 条)

一部の事業では下記の付加価値税に関する恩典を受ける。

1. 100%輸出用の生産工場の建設にかかる付加価値税は免除となる。また、生産に使用する電力・水道にかかる付加価値税は、付加価値税法が定める税率の 50%の税率が適用される。
2. 100%輸出用の生産工場ではない事業でのインフラ建設にかかる付加価値税は、付加価値税法が定める税率の 50%の税率が適用される。
3. 経済特区内での生産、加工、組み立てに必要な原料・部品の輸入は、関税法や税法の規定に従う。

(3) 土地および不動産の利用に関する優遇制度 (第 44 条)

経済特区に投資する投資家は、リースを受けた土地の利用権を保有する⁴。その利用権は、区管理委員に承認を得たうえで、リース期限内において再リース、譲渡、移譲を行うことができる。

また、特区内の不動産の所有権を保有する投資家は、不動産の利用年数が終了するまで永久にその所有権を保有することができ、販売、譲渡、移譲、相続が可能である。不動産が立地する

⁴ ラオスの土地はすべて国家が所有し (2015 年改正憲法第 17 条、改正土地法第 3 条)、個人や法人が保有できるのは土地利用権あるいはリース・コンセッション締結権である。

土地は、開発期間終了後は政府の財産となるが、不動産の所有者は政府からのリースもしくは、ほかの方法により当該不動産の所有に影響を受けることはない。

特区内の住宅不動産の所有権を保有する外国人で 10 万米ドル以上の支払いを行った者の配偶者および子供は、10 年間のマルチプルビザを供与され、延長することもできる。住宅不動産のリースを受ける外国人でラオスに 3 カ月以上滞在する者もマルチプルビザを供与される。

第3章 看板法の公布について

2018年6月21日付で看板法第50号が交付された。ラオス国内での看板の作成・設置・管理に関する初めての包括的な法律である。同年11月26日付で発出された「企業印と看板に関する商工省事務室告示第2823号」と合わせて、看板を利用する企業および看板事業者が留意すべき事項を以下にまとめる。なお、看板の作成・設置・管理に関する主管官庁は、文化情報観光省および県・郡の文化情報観光局である（第44条）。

(1) 看板の言語、背景色と文字色

原則として、ラオス国内に設置する看板は必ずラオス語を使用せねばならない。外国語と併記する場合は、看板の上部もしくは右側にラオス語を、下部もしくは左側に外国語を表記する。外国語が含まれる商標やロゴにもラオス語を併記する。外国語の文字量はラオス語の3分の2を上限とするが、外交に関する内容の場合は、ラオス語と外国語の分量は同等でも構わない（第16条）。

看板の背景色と文字の色も、組織の種類により下表のとおり定められている。ただし、独自のデザインを望む場合は主管官庁に申し出ることとしている（第17条）。

表1 看板の背景と文字の色

	背景色	文字色
大使館および国際機関	白	青
外交関係	青	白
ラオスの政府機関	白	赤
民間企業	黄	赤

（出典：本法第17条をもとにジェトロが作成）

(2) 企業看板

企業の看板については、2018年11月26日付で発出された「企業印と看板に関する商工省事務室告示第2823号」で詳細に規定されている。看板法第23条では、看板の設置許可は文化情報観光省もしくは地方当局に申請が必要としているが、その後に発出された本告示にて、企業の場合は企業登録証取得後であれば当局からの許可なく看板の作成が可能、とされた。

企業看板には、企業名（企業登録証に記載のとおり）、企業登録番号、納税者番号、連絡先電話番号を記載するものとし、ほかにも企業のロゴやQRコードを看板の左上に付けることが可能である。

外国語での表記は英語とし、企業登録証に記載の内容のみ看板への記載が可能である。看板法第16条と同様、外国語併記の場合はラオス語を上、英語を下にし、英語の文字の大きさはラオ

ス語の 3 分の 2 とする。国営企業の看板は背景が白色で文字は赤色、民間企業や組合の看板は背景が黄色で文字は赤色とし、看板の大きさは、30 cm × 60 cm 以上、1.5 m × 3 m 以下とする。告示第 2823 号の別添に民間企業の看板の例が提示されている。

例 1：ラオス語英語併記



(出所：商工省事務室告示第 2823 号の別添より)

例 2：ラオス語英語併記（ロゴ・QR コード記載）



(出所：商工省事務室告示第 2823 号の別添より)

(3) 看板事業

看板事業は外国企業にも開放されている。ラオスで看板事業の実施を希望する国内外の企業は、商工省での企業登録に加えて、文化情報観光省から事業ライセンスの取得が必要である。文化情報観光省は、事業ライセンスの申請書を企業から受領後、8 営業日以内にライセンス発行の可否を検討することとしている（第 20 条）。

看板の設置には別途、公共事業運輸省の許可が必要である。看板の設置場所と設置方法は、技

術的な安全性を確保し、景観や周囲の環境を損ねず、交通の妨げとならないよう注意する（第 26 条）。

第4章 投資環境改善の動向 その 1

2018 年 2 月 1 日付で、「ラオスの事業遂行の規則やフォローアップ体制の改善に関する首相令第 2 号」が発出された。本首相令は、世界各国・地域におけるビジネスのしやすさの定量評価を目的に世界銀行が毎年発表している『Ease of Doing Business Rank』の 2018 年版（2017 年 10 月公開）において、ラオスが 190 カ国・地域中 141 位であったことを受け、トンルン・シスリット首相自らが改善に向けての強い意向を表明したものである。

本首相令では下表 1 のとおり、各省・機関に対して、事業遂行に係る各種許認可の問題解決、プロセスの削減、時間の削減に関して改善事項を定めており、各省・機関は 2018 年・2019 年の 2 年間で改善対応を行うこととされている。モニタリングは計画投資省が主導し、四半期・半期・年次で報告することとなっている（第 3 項）。

表 1 首相令第 2 号が定める各省の改善事項

担当省庁・機関 (該当項番号)	主な改善事項
計画投資省 (1.1)	<ul style="list-style-type: none"> ワンストップサービスの実現により、事業開始プロセスと許可にかかる時間を削減。投資家へ投資審査の進捗を通知する仕組みを構築。 2019 年までに Ease of Doing Business Rank を向上。
商工省 (1.2)	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始プロセスを改善（企業登録、納税者番号発行、社印・看板の作成、など）。 輸出入における法律・プロセスの迅速化・利便化により、2019 年までに輸出入プロセスにかかる時間を半減。
公共事業運輸省 (1.3)	<ul style="list-style-type: none"> 建設許可プロセスを改善（不要な書類手続きの削除、関連書式や規則のウェブサイト上での掲載、など）。
エネルギー鉱業省 (1.4)	<ul style="list-style-type: none"> 電力設置にかかるプロセスと時間を削減、基準を精査（電力公社、電力設置サービス会社）。
天然資源環境省 (1.5)	<ul style="list-style-type: none"> 土地登録のプロセス・時間の改善により、土地利用権の譲渡・リース・コンセッションを迅速化。
中央銀行 (1.6)	<ul style="list-style-type: none"> 融資へのアクセス、中小零細企業の投資家・株主の保護を改善。

担当省庁・機関 (該当項番号)	主な改善事項
財務省 (1.7)	<ul style="list-style-type: none"> 納税のプロセス・時間の削減。 徴税プロセスの改善により、国境での輸入時間を短縮。
司法省・裁判所 (1.8)	<ul style="list-style-type: none"> 契約履行に関する刑事訴訟期間とコストの削減。 1994年に施行された企業倒産法の改正。
公安省 (1.9)	<ul style="list-style-type: none"> 社印の発行プロセスと時間の削減、首都・各県の警察への権限移譲とガイドラインの作成。
ラオス商工会議所 (1.10)	<ul style="list-style-type: none"> ラオスの投資環境改善に向けた積極的な貢献（関連法規制への助言、問題解決の提案と実施、ほか）。

(出典：首相令第2号よりジェトロが要約)

なお、2018年10月に公開された2019年版Ease of Doing Business Rankでは、ラオスは154位と前年よりさらに順位を下げている⁵、2019年の各省の活動の更なる促進が不可欠となっている。ただし、通関プロセスの効率化による越境貿易の迅速化については評価できる点として指摘されている⁶。世界銀行は、総合順位だけでなく各指標の順位および測定値も発表しており、2018年版・2019年版のラオスにおける主要な指標の経年変化は下表2のとおりである。

表2 Ease of Doing Business 各指標の経年比較

指標	2018	2019	変化	指標	2018	2019	変化	
総合順位	141位	154位	↓	7. 税金の支払い	156位	155位	↑	
1. 事業の開始	164位	180位	↓	年間支払い回数	35回	35回	→	
手続きの数	8	10	↓	税務に要する時間	362時間/年	362時間/年	→	
要する日数	67日	174日	↓	8. 越境貿易	124位	76位	↑	
2. 建設許可の取得	40位	99位	↓	輸出	書類作成に要する時間	216時間	60時間	↑
手続きの数	11	12	↓		国境手続きに要する時間	12時間	9時間	↑
要する日数	83日	92日	↓		書類作成に要する費用	235\$	235\$	→
3. 電気の開通	149位	156位	↓		国境通過に要する	73\$	140\$	↓

⁵ 『Doing Business 2019』レポート内5ページ参照。

<http://www.doingbusiness.org/en/reports/global-reports/doing-business-2019>

⁶ 上記レポート142ページ参照。

指標	2018	2019	変化	指標	2018	2019	変化
				費用			
手続きの数	6	7	↓	輸 入	書類作成に要する 時間	216 時間	60 時間 ↑
要する日数	134 日	105 日	↑		国境手続きに要す る時間	14 時間	11 時間 ↑
4. 財産登録	65 位	85 位	↓		書類作成に要する 費用	115\$	115\$ →
手続きの数	4	6	↓		国境通過に要する 費用	153\$	224\$ ↓
要する日数	53 日	28 日	↑	9. 契約の施行	97 位	162 位	↓
5. 融資の獲得	77 位	73 位	↑	10. 更生手続き	168 位	168 位	→
6. 少数派投資家の保護	172 位	174 位	↓				

(出典：世界銀行『Doing Business 2018』『Doing Business 2019』レポートをもとにジェトロが作成。順位はすべて 190 カ国・地域中、網掛けは前年より改善した指標。)

次章では、投資環境改善の一環として 2018 年度に実施された諸対応のうち、(1) 企業登録方法の体系化、(2) 商工事業の事業許可ライセンス発行手続きの体系化、(3) ネガティブリストの改訂、(4) 企業印と看板の作成プロセスの改善、(5) 車両輸入における Lao National Single Window の利用開始について詳細を紹介する。

第5章 投資環境改善の動向 その2

(1) 企業登録方法の体系化

前章で紹介した首相令第2号を受け、商工省は、事業開始プロセス改善の一環として 企業登録の流れを体系化し、2019年1月9日付で「企業登録に関する商工大臣合意第23号」を発出した。本合意は、2018年5月4日付で発出された「企業登録に関する商工省大臣ガイドライン第537号」を代替し、2019年2月1日以降は本合意で定められる流れにそって企業登録手続きを進めることとしている（第33条）。

世界銀行の Ease of Doing Business Rank 2019年版では、ラオスにおける事業開始までの手続きの数は10、事業開始までにかかる日数は174日であった（前章表2参照）。本合意第23号では、10の手続きのうち六つを削除し（企業所在地証明書、企業規則登録、納税者ID、オリエンテーション、社印の登録、社名の審査）、四つのみとした（企業登録、社印の作成、保険登録、付加価値税登録）。これで、すべての手続きが2カ月以内に完了し、従来に比べて費用も37万5,000～68万5,000キープ安くなるとしている⁷。

従来の企業登録方法からの改善点の一つは、ネガティブリストに該当しない事業であれば、事業許可・投資許可が必要であっても商工省のみの判断で企業登録証を発行できる点である。従来は、事業許可・投資許可が必要な事業の場合、先に関連省庁・地方機関から許可を取得する必要があり、それが企業登録証発行の遅延に寄与していた。ただし本合意が施行されても、事業許可・投資許可が発行されないと事業は開始できず、本点についての実効的な改善事項は下記の内容以外盛り込まれてないため、事業開始において大きな改善となり得るかについては疑問が残る。

もう1点は、企業登録の承認権者の明示である。企業登録に時間がかかっていた別の要因として、登録証に署名できる認可権限が管轄当局の局長に限定されていたため、出張などで不在の際に手続きが進まないという点であった。その点に対応し、大臣合意第23号第8条では、署名者となる企業登録官を中央で4人以上、県レベルで3人以上、郡レベルで2人以上任命することとし、複数名が対応をすることで手続きの遅延を回避するようになっている。

企業の登録と事業開始の手続き

事業の種類により、企業登録から事業開始までの手続きが異なる。下表に各事業の手続きを示す。

⁷ Vientiane Times 紙2019年2月4日付記事より。

表1 事業種類別の事業開始手続き

事業の種類	事業許可・投資許可	企業登録・事業開始の手続き
非ネガティブリスト事業	不要	商工機関の企業登録官による審査のみ。裏面に事業内容が記載された企業登録証の発行で事業を開始できる。
	要	商工機関による審査・企業登録証の発行（裏面の事業内容の記載なし）のち、事業関係機関からの事業許可・投資許可を取得する。
ネガティブリスト事業 コンセッション事業	要	事業申請がネガティブリスト事業・コンセッション事業のみの場合は投資奨励法の規定に従い、先に計画投資機関への投資許可申請を行ったのちに商工機関での企業登録を行う。非ネガティブリスト事業と混在する場合は、まず商工機関へ企業登録申請を行う。

（出典：合意第5条・6条・7条をもとにジェトロが作成）

企業登録申請を受理した商工機関の企業登録官は、提出書類の確認を1時間以内に行い、書類に不備がなければ受理日と企業登録証発行日を記載した書類受理証を発行する。企業登録証の発行は書類の受理から10営業日以内とする（第10条）。企業登録申請に必要な書類は以下のとおり（第11条）。各書類の参考様式は商工省企業登録局にて入手可能。

1. 企業登録申請書

※申請書添付資料として会社設立協議議事録、代表者の写真3枚（3cm×4cm）、IDカードもしくは家族カードもしくはパスポート、委任状（代理申請の場合）、代表者の履歴書

2. 事業リスト

3. 企業設立契約書（一人株式会社は除く。）

事業許可・投資許可が必要な事業については、商工機関は企業登録証と合わせて「ガイドレター」を発行する（第5条）。ガイドレターは、企業登録後に事業関係機関へ事業許可・投資許可を申請するために企業登録官が発行するもので（第7条）、企業登録申請者はこれら2種類の書類をもって事業関係機関に申請する（第16条）。

なお、企業の種類によって申請可能な商工機関が異なる。

表 2 企業登録申請が可能な商工機関

商工機関	対象となる企業
商工省企業登録管理局	外国企業の支店、国営企業、資本金 5 億キープ以上の企業や会社。
都・県の商工局	資本金 5 億キープ以上の個人企業、株式公開会社を除く国営企業、合弁企業、会社。
郡の商工事務所	組合、個人企業（資本金 5 億キープ以下）。郡で対応ができない場合は県・都商工局へ委任する。

企業登録内容の変更

企業登録証に記載される情報の変更（事業内容の追加、削除など）は管轄の商工機関へ変更申請を行い、内容変更承認書を受領する（第 6 条）。事業許可・投資許可が必要な事業を企業登録後に追加する場合は、事業許可については事業関係機関へ、投資許可については計画投資機関へ申請する（第 18 条）。

(2) 商工事業の事業許可ライセンス発行手続きの体系化

2019 年 1 月 18 日付で「商工事業の事業許可ライセンスの発行に関するガイドライン第 45 号」が発出され、ライセンス発行の手続きが明示された。

事業許可ライセンスを必要とする企業は、商工省商工局・国内商務局・輸出入局もしくは県の商工局もしくは郡の商工事務所に必要書類を提出する（第 3 条）。必要書類は、事業許可ライセンス申請書（所定様式あり）・企業登録証（原本およびコピー 1 部）・事業許可ライセンス申請ガイドレーター（前述の企業登録部署から発行されたもの。原本とコピー 1 部）である（第 6 条）。

書類を受理した当局職員は、書類に不備がなければライセンス受取日を記載した受理証を発行する。受取日は受理日から最大 10 営業日とする。書類に不備がある際は、解決方法が明示され担当職員の署名をした書類を申請者に渡す（第 5 条）。発行されたライセンスは、技術的なフォローアップや活動の評価が不要な事業については永続的に有効とし、それらが必要な事業については適宜有効期限を設ける。有効期限が設定された事業の実施者は、事業を延長する場合、有効期限の 30 日前までに延長申請が必要である（第 7 条）。

なお、商工事業分野でライセンス取得が必要な事業は、上記ガイドラインと同日に発出された「事業許可ライセンスを必要とする商工事業リストの承認に関する商工大臣合意第 44 号」で定められ、参考資料 1 に示す 19 業種となっている。

参考資料 1：事業許可ライセンスが必要な商工事業リスト

1. 事業許可ライセンスが必要な商工事業リスト

LSIC コード				説明
類	項	号	亜号	
11	家族経営を除く飲料加工工業			
	110	飲料加工工業		
		1101	アルコールの蒸留、加工、製造	
			11011	コメを原料とするアルコール
			11012	キャッサバを原料とするアルコール
			11013	粳米を原料とするアルコール（ラオハイ）
			11014	果物（混合）を原料とするアルコール
			11019	その他分類されていないアルコールの蒸留、加工、生産
		1102	11020	ワインの醸造
		1103	大麦を原料とするアルコール	
			11031	ビールの製造
			11039	その他分類されていない大麦を原料とするアルコールの製造
12	タバコ製品の製造			
	120	タバコ製品の製造		
		1201	タバコ・シガレットの製造	
		1209	その他分類されていないタバコ製品の製造	
13	織物の製造			
	131	織物の紡績、製織および仕上げ		
		131	織物の仕上げ	
			13131	綿繊維の軟化
			13132	綿繊維の染色
			13133	綿繊維の装飾
			13139	綿繊維のその他分類されていない装飾
15	皮革および関連製品の製造			
	151	皮革のなめしと仕上げ、鞆・ハンドバッグ・サドル・ハーネスの製造、毛皮の仕上げと染色		
		1511	皮革のなめしと仕上げ、毛皮の仕上げと染色	
			15111	皮革のなめしと仕上げ、染色
			15119	毛皮のなめしと仕上げ、染色

LSIC コード				説明	
類	項	号	亜号		
16	家具を除く、木材および籐製品の製造、藁および編み物材料の製品の製造				
	161	製材および平削り			
		1610	16100	製材および平削り	
	162	木材、藁、編み物の製品の製造			
		1621	16210	ベニヤシートの製造、合板・ラミネート板・パーティクルボード・その他のパネルおよびボードの製造	
		1622	16220	建設用材木や部品の製造	
		1623	16230	木製コンテナの製造	
1629		16290	その他の木材製品の製造、藁製品および編み製品の製造		
17	紙および紙製品の製造				
	170	紙および紙製品の製造			
		1710	17100	パルプ、紙、板紙の製造	
19	コークスおよび精製石油製品の製造				
	191	コークス炉製品の製造			
		1910	窯による炭の製造		
			19101	白炭製品の製造	
			19102	石炭製品の製造	
			19103	木炭製品の製造	
			19104	石炭の製造	
19109	その他の炭製品の製造				
20	化学薬品および化学製品の製造				
	201	基礎化学品、肥料および窒素化合物、一次形態のプラスチックおよび合成ゴムの製造			
		2011	基礎化学品		
			20111	酸素の製造	
			20112	蒸留水の製造	
			20119	その他分類されていない基礎化学品の製造	
		2012	肥料および窒素化合物の製造		
			20121	天然資源を利用した肥料の製造	
			20122	化学肥料の製造	
			20129	その他分類されていない肥料および窒素化合物の製造	
		2013	20130	一次形態のプラスチックおよび合成ゴムの製造	
		202	その他の化学製品の製造		

LSIC コード				説明
類	項	号	亜号	
		2021	20210	殺虫剤およびその他の農業用化学製品の製造
		2022		塗料、ワニスなどの塗料、印刷インキ、マスチックの製造
		20221		塗料の製造
		20222		ワニスなどの塗料製品の製造
		20229		その他の塗料、ワニスなどの塗料、印刷インキ、マスチックの製造
		2029	20290	その他分類されていない製品の生産
21		医薬品、薬品原料および植物由来生薬の製造		
	210	医薬品、薬品原料および植物由来生薬の製造		
	2100	医薬品、薬品原料および植物由来生薬の製造		
		21001	医薬品の製造	
		21002	ワクチンの製造	
		21003	植物由来生薬の製造	
		21009	その他の医薬品や化学品の製造	
22		ゴムおよびプラスチック製品の製造		
	221	ゴム製品の製造		
		2211	22110	ゴムタイヤおよびチューブの製造、ゴムタイヤの再生
		2219	その他のゴム製品の製造	
	222	プラスチック製品の製造		
		2221	22210	プラスチックを使用した製品の製造
		2222	商品パッケージ用のプラスチック製品の製造	
		22221	プラスチック袋の製造	
		22222	プラスチックボトルの製造	
		22229	その他の商品パッケージ用のプラスチックの製造	
		2223	プラスチック完成品の製造	
		22231	PVC パイプの製造	
		22239	その他のプラスチック完成品の製造	
		2229	22290	その他のプラスチック製品の製造
23		その他の非金属鉱物製品の製造		
	239	分類されていない非金属鉱物製品の製造		
		2396	23960	石の切断、整形および仕上げ
		2399	その他の非金属鉱物製品の製造	
		23991	雲母の製造	

LSIC コード				説明
類	項	号	亜号	
			23999	その他分類されていない非金属鉱物製品の製造
24	非金属の製造			
	241	基礎鉄鋼の製造		
		2410	基礎鉄鋼と銑鉄の製造	
			24101	銑鉄の製造
			24109	その他の基礎鉄鋼と銑鉄の製造
	242	塩基性貴金属およびその他の非鉄金属の製造		
		2420	24200	塩基性貴金属およびその他の非鉄金属の製造
	243	金属の casting		
		2431	24310	鉄鋼銑鉄の casting
		2432	24320	非鉄金属の casting
31	家具の製造			
	310	家具の製造		
		3100	家具の製造	
			31001	木製家具の製造
			31002	籐製家具の製造
			31003	プラスチック家具の製造
			31004	金属製家具の製造
			31009	分類されていない家具の製造
32	その他の製造業			
	324	ゲームや玩具の製造		
		3240	ゲームや玩具の製造	
			32401	ゲームや玩具の製造
			32409	その他のゲームや玩具の製造
38	廃棄物の収集、処理および処分			
	382	廃棄物処理および処分		
		3821	38210	無害廃棄物の処理と処分
	383	材料回収		
		3830	材料回収	
			38301	金属廃棄物の回収
			38302	非金属廃棄物の回収

2. 事業許可ライセンスが必要な国内商業事業リスト

LSIC コード				説明
類	項	号	亜号	
45				自動車およびオートバイの卸し売りおよび小売業および修理
46				自動車およびオートバイを除く卸売業
	466			その他の専門卸し売り
		4661		固体、液体および気体燃料および関連製品の卸し売り
			46611	石油およびエンジンオイルの卸し売り
			46612	ガスの卸し売り
			46619	その他の固体、液体および気体燃料および関連製品の卸し売り
47				自動車とオートバイを除く小売業
	473			専門店での自動車燃料の小売販売
		4730		専門店での自動車燃料の小売販売
			47300	専門店での自動車燃料の小売販売（ガソリンスタンド）
	479			店舗、売店、市場ではない小売取引
		4791	47910	郵便またはインターネット経由の小売販売
		4799	47990	店舗、売店、市場ではないその他の小売販売
68				不動産事業
	681			自社所有またはリース物件の不動産事業
		6810		自社所有またはリース物件の不動産事業
			68101	住居ではない、自社所有またはリース物件の売買・リース

3. 事業許可ライセンスが必要な輸出入事業リスト

LSIC コード				説明	
類	項	号	亜号		
45	自動車およびオートバイの卸し売りおよび小売業および修理				
	451	自動車の販売			
		4510	自動車の販売		
			45101	自動車、オートバイ、スクーターの卸し・小売り	
			45109	その他の自動車の販売	
	454	オートバイの販売、保守、修理、部品およびアクセサリーの販売			
		4540	45401	オートバイおよびスクーターの卸し売りおよび小売り	
46	自動車およびオートバイを除く卸し売り				
	464	家庭用品の卸し売り			
		4642	個人用品の卸し売り		
			46421	ダイヤモンドの卸し売り	

(出典：2019年1月18日付事業許可ライセンスを必要とする商工事業リストの承認に関する商工大臣合意第44条をジェトロが和訳。表中のLSIC (Lao Standard Industrial Classification) コードとは、国連統計局が定義する国際標準産業分類 (ISIC: International Standard Industrial Classification) をもとにラオス統計局が作成した産業分類を指す。)

第6章 投資環境改善の動向 その3

(3) ネガティブリストの改訂

ネガティブリストとは、コンセッション契約を伴わない一般事業のうち、関係省庁による投資審査が必要とされる事業を定めたリストである。2012年9月11日付「事業ネガティブリスト承認に関する首相令第107号」で13分野67業種が定められていたが、2019年1月10日付で「ラオスのネガティブ事業リストとコンセッション事業リストの承認に関する首相令第3号」が発出され、14分野44業種と対象業種数が削減された。参考資料2に一覧を示す。

(4) 企業印と看板の作成プロセスの改善

2018年11月26日付で発出された「企業印と看板に関する商工省事務室告示第2823号」により、企業登録における商工省からの印鑑作成許可・看板作成許可の取得が不要となった。

企業印については、企業登録後に企業登録証を公安省へ提出することで印鑑作成申請が可能である（企業法第21条、2018年10月1日「印鑑に関する政府令第322号」に従う）。

看板の作成については本ガイドブック第3章を参照のこと。

(5) 車両輸入における Lao National Single Window の利用開始

ASEAN 域内での貿易手続きを統一・ネットワーク化することで貿易迅速化を実現する ASEAN Single Window 構想に基づき、ASEAN 各国は、土台となる自国の貿易窓口システム National Single Window (NSW) の整備を進めている。既にインドネシア、マレーシア、タイ、シンガポール、ベトナムの5カ国は NSW の運用を開始している。ラオスでも2013年に財務省が主管となる委員会が発足し、システム開発や車両輸入における試験運用を実施してきた。

2019年1月15日付で「ラオスナショナルシングルウィンドウの利用承認に関する財務省決定第204号」が発出され、ラオス・タイ国境の第一友好橋を経由した車両の輸入におけるラオスナショナル・シングルウィンドウ (LNSW) の利用が正式に承認された。第一友好橋通関において効果が認められればラオス全国の国際国境に対象を広げる、としている（第1条）。

※LNSW のウェブサイト URL : <https://www.laonsw.net/>

通関に必要な書類手続きは、すべて電子システム ASYCUDA を通じてオンライン処理が可能、各種税金や手数料の支払いは同じく Smart TAX システムで行うことができる（第3

条)。LNSW のシステム開発を受託した仏 Bureau Veritas 社とラオス財務省とのコンセッション契約に基づき、同システムの 1 回の利用につき 12 万キープ (約 1,500 円) のサービス料が徴収される (第 4 条)。

2019 年 2 月 7 日付 Vientiane Times 紙によると、2 月 20 日より上記施策が開始、3 カ月のモニタリングののち、ほかの国境にも適用、また車両の次は燃料の輸入を計画しており、段階的にほかの品目にも適用するとしている⁸。

⁸ Vientiane Times, Thursday February 7, 2019. Issue 32. “Single window customs system to facilitate import-export.”

参考資料 2：ネガティブ事業リスト

分野	ISIC	事業の種類	投資条件	関連法	主管省庁
1. 農林業					
	011	一年生植物	<ul style="list-style-type: none"> • 民間の土地を 10ha 以上使用。 • その他関係規則による。 	<ul style="list-style-type: none"> • 1998 年 10 月 10 日付農業法 (No.01/98/NA) • 2003 年 10 月 21 日付土地法 (No.04/NA) • 2012 年 12 月 18 日付環境保全法 (No.29/NA) 	農林省
	012	多年生植物	<ul style="list-style-type: none"> • 民間の土地を 10ha 以上使用。 • その他関係規則による。 	<ul style="list-style-type: none"> • 1998 年 10 月 10 日付農業法 (No.01/98/NA) • 2003 年 10 月 21 日付土地法 (No.04/NA) • 2012 年 12 月 18 日付環境保全法 (No.29/NA) 	農林省
	0162	畜産支援事業	<ul style="list-style-type: none"> • 土地、資本、事務所、建設物、道具、器具、車両などを適度に保有する。 • 専門学校レベル以上の畜産もしくは実務経験の証明書を有する獣医の知識を保有する技術者を有する。 • 獣医事業では獣医連盟からの証明書を有する。 • 関係セクターや地方政府からの合意を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> • 2016 年 11 月 11 日付畜産獣医法 (No.01/98/NA) • 2003 年 10 月 21 日付土地法 (No.04/NA) • 2012 年 12 月 18 日付環境保全法 (No.29/NA) 	農林省
	0210	植林および植林事業（天然ゴムを除く工業用植林および植林関連事業、	<ul style="list-style-type: none"> • 関係規則による。 	<ul style="list-style-type: none"> • 2007 年 12 月 24 日付森林法 (No.06/NA) • 2007 年 12 月 24 日付水生陸生動物法 (No.07/NA) • 2013 年 10 月 21 日付土地法 (No.04/NA) 	農林省

分野	ISIC	事業の種類	投資条件	関連法	主管省庁
		エコツーリズム、 荒廃林の回復、植 物園、水生・野生 動物や絶滅危惧種 の保全、カーボン クレジット事業な ど)		<ul style="list-style-type: none"> ・2012年12月18日付環境保全法 (No.29/NA) ・2016年9月9日付森林産物・木炭の管理輸出に 関する告示 (No.1355/PMO) ・2010年5月14日工業植林、森林産物投資の可 能性調査に関する森林局ガイドライン (No.1643/DOF) 	
	0230	商業用森林産物の 栽培と採集（住民 の利用のための管 理林地）	<ul style="list-style-type: none"> ・関係規則による。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年12月24日付森林法 (No.06/NA) ・2013年10月21日付土地法 (No.04/NA) ・2012年12月18日付環境保全法 (No.29/NA) ・2016年9月9日付森林産物・木炭の管理輸出に 関する告示 (No.1355/PMO) ・2010年5月14日工業植林、森林産物投資の可 能性調査に関する森林局ガイドライン (No.1643/DOF) 	農林省
2. 鉱物採掘と加工					
	0810	概査、探査	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の法人 ・1法人は200 km² 以内で1カ所の 概査が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年11月3日付鉱物法 (No.31/NA) ・2012年12月18日付環境保全法 (No.29/NA) 	エネルギー 鉱物省
	0990	鉱物支援サービス (探査・概査、加工、 鉱物分析支援の鉱物 コンサルタント)	<ul style="list-style-type: none"> ・関係規則による。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年11月3日付鉱物法 (No.31/NA) 	エネルギー 鉱物省

分野	ISIC	事業の種類	投資条件	関連法	主管省庁
3. 加工工業					
	1920	自己精製した石油製品の生産	<ul style="list-style-type: none"> 関係規則による。 	<ul style="list-style-type: none"> 2013年12月27日付加工工業法 (No.48/NA) 	商工省 エネルギー 鉱物省
	2029	分類されていない化学製品の生産 (レアアースの分離・精製)	<ul style="list-style-type: none"> 関係規則による。 	<ul style="list-style-type: none"> 2016年11月10日付化学品管理法 (No.07/NA) 2013年12月27日付加工工業法 (No.48/NA) 2012年12月18日付環境保全法 (No.29/NA) 	エネルギー 鉱物省
	2100	医薬品、薬品原料、生薬製品の生産	<ul style="list-style-type: none"> 登録資本金10億キープ以上 外資49%以下 	<ul style="list-style-type: none"> 2011年12月21日付薬品・医療品法 (No.07/NA) 2013年12月27日付加工工業法 (No.48/NA) 2012年12月18日付環境保全法 (No.29/NA) 2013年3月20日付医療器具管理に関する告示 (No.310/MPH) 	保健省
		動物用新薬の生産	<ul style="list-style-type: none"> 関係規則による。 	<ul style="list-style-type: none"> 2016年11月11日付畜産獣医法 (No.08/NA) 2011年12月21日付薬品・医療品法 (No.07/NA) 2013年12月27日付加工工業法 (No.48/NA) 2012年12月18日付環境保全法 (No.29/NA) 	農林省
	2394	セメント、石膏、その他の上塗剤の生産	<ul style="list-style-type: none"> 関係規則による。 	<ul style="list-style-type: none"> 2017年11月3日付鉱物法 (No.31/NA) 2013年12月27日付加工工業法 (No.48/NA) 2012年12月18日付環境保全法 (No.29/NA) 	エネルギー 鉱物省

分野	ISIC	事業の種類	投資条件	関連法	主管省庁
4. 水道、排水、処理					
	3812	危険な廃棄物の収集	<ul style="list-style-type: none"> 関係規則による。 	<ul style="list-style-type: none"> 2012年12月18日付環境保全法 (No.29/NA) 2015年2月11日付汚染物管理に関するガイドライン (No.0745/MNRE) 2015年2月11日付毒性で危険な廃棄物管理に関するガイドライン (No.0744/MNRE) 	公共事業 運輸省
	3822	危険な廃棄物の処理と処分	<ul style="list-style-type: none"> 関係規則による。 	<ul style="list-style-type: none"> 2012年12月18日付環境保全法 (No.29/NA) 2015年2月11日付汚染物管理に関するガイドライン (No.0745/MNRE) 2015年2月11日付毒性で危険な廃棄物管理に関するガイドライン (No.0744/MNRE) 	商工省 エネルギー 鉱物省
	3830	リサイクル（電子部品、家電、バッテリー、プラスチック、その他あらゆる種類の廃棄物の再利用）	<ul style="list-style-type: none"> 関係規則による。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係法律 	商工省
5. 商品輸送と倉庫					
	5110	空路による乗客輸送	<ul style="list-style-type: none"> 関係規則による。 	<ul style="list-style-type: none"> 2018年6月26日付民間航空法 (No.53/NA) 2012年12月18日付環境保全法 (No.29/NA) 	公共事業 運輸省
	5120	空路による商品輸送	<ul style="list-style-type: none"> 関係規則による。 	<ul style="list-style-type: none"> 2018年6月26日付民間航空法 (No.53/NA) 2012年12月18日付環境保全法 (No.29/NA) 	公共事業運 輸省

分野	ISIC	事業の種類	投資条件	関連法	主管省庁
	5320	郵便・クーリエサービス	<ul style="list-style-type: none"> • その他関係規則による。 A) 国際間郵便・クーリエサービス B) 国内郵便・クーリエサービス 	<ul style="list-style-type: none"> • 2016年8月29日付 郵便サービス事業の許可に関する合意 (No.2555/MPTN) 	郵便通信省
	—	航空会社の設立	<ul style="list-style-type: none"> • 関係規則による。 	<ul style="list-style-type: none"> • 2018年6月26日付民間航空法 (No.53/NA) 	公共事業 運輸省
6. レストラン、ホテル業					
	5510	四つ星以上のホテル、リゾート	<ul style="list-style-type: none"> • 国内外の金融機関からの証明のある財務能力がある。 • 登録資本金が総資本金の30%以上。 	<ul style="list-style-type: none"> • 2013年7月24日付観光法 (No.32/NA) 	情報文化 観光省
7. 情報、通信					
	5811	印刷出版所の設立	<ul style="list-style-type: none"> • 編集長はラオス国籍である。 	<ul style="list-style-type: none"> • 2008年12月9日付印刷出版法 (No.225/NA) 	情報文化 観光省
	5813	メディアの設立 (ラジオ局、テレビ局、新聞、雑誌など)	<ul style="list-style-type: none"> • 国内投資家のみ許可される。 	<ul style="list-style-type: none"> • 2016年11月4日付メディア法 (No. 01/NA) 	情報文化 観光省
8. 金融、保険					
	6419	金融・銀行サービス A: 商業銀行の 設立	<ul style="list-style-type: none"> • 登録資本金 3,000 億キープ以上 • 個人・法人で一つ以上の商業銀行が株式の50%以上を保有。個人一人あたりの保有株式が10%を超えない。 	<ul style="list-style-type: none"> • 2006年12月26日付商業銀行法 (No. 03/NA) • 2016年1月15日付商業銀行と支店の設立に関する合意 (No. 42/BOL) 	中央銀行
		B: 外国の商業銀行	<ul style="list-style-type: none"> • 登録資本金 1,000 億キープ以上 		

分野	ISIC	事業の種類	投資条件	関連法	主管省庁
		行の支店の設立			
	66111	株式市場サービス	<ul style="list-style-type: none"> 財務状況がよく、株式市場における経験がある法人もしくは組織。 証券市場管理委員会の定める資本金を有する。 3年間の事業計画を有し、証券市場の組織構成を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> 2012年12月10日付証券法 (No.21/NA) 	中央銀行
	651	保険	<ul style="list-style-type: none"> 登録資本金 160 億キープ以上 登録資本金の 1/3 をラオスの商業銀行に担保として入金する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 2011年12月21日付保険法 (No. 06/NA) 2014年2月19日付保険法実施ガイドライン (No. 539/MOF) 2016年3月21日付保険事業許可証発行に関するガイドライン (No. 770/MOF) 2018年9月27日付保険事業管理と遂行に関する合意 (No. 3058/MOF) 2018年9月27日付保険会社とエージェントの情報報告に関する合意 (No. 3060/MOF) 	財務省
	—	宝くじ支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 十分な資本を有し、宝くじ売買の事務所、機材、適切な車両や会計職員、ICT 担当職員を有する。 60 歳以下のラオス人・ラオス国籍者で自ら事業を遂行する能力を有する。 関係地方政府からの合意がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 2013年12月26日付企業法 (No.46/NA) 2013年12月24日付労働法 (No.43/NA) 2015年12月15日付税法 (No.70/NA) 2008年7月1日付宝くじ事業管理に関する合意 (No.70/PM) 2009年6月17日付宝くじ管理に関する命令 (No.1332/MOF) 	

分野	ISIC	事業の種類	投資条件	関連法	主管省庁
			<ul style="list-style-type: none"> 以下の書類を揃える：3カ月以内に発行された政府病院からの健康証明書、履歴書、住所証明書、保証書、無犯罪証明書、高校以上の卒業証明書、マーケティング・財務会計・ビジネス分野の職業証明、FS、事業計画書、開設3カ月以上の銀行口座、企業登録証（あれば）。 財務省、国営企業が定める条件や基準を満たす。 		
9. 職業訓練、科学技術					
	6910	司法（法律会社の設立）	<ul style="list-style-type: none"> 投資家もしくは株主が弁護士 登録資本金 1,000 億キープ以上 	<ul style="list-style-type: none"> 2016年11月9日付弁護士法（No.06/NA） 2007年9月18日付法律コンサルタントの設立と活動に関する合意（No.178/MOJ） 	司法省
	6920	会計、監査、税務 コンサルタント A：会計	<ul style="list-style-type: none"> 会計専門家である。 会計・監査協会の会員 公務員、企業オーナー、株主、職員ではない。 金融・会計において詐欺やその他の罪で刑罰に処されていない。 専門学校レベル以上の会計・金融の専門職員を3人以上有する。 	<ul style="list-style-type: none"> 2013年12月26日付会計法（No.47/NA） 2014年7月22日独立会計監査法（No.51/NA） 	財務省

分野	ISIC	事業の種類	投資条件	関連法	主管省庁
		B：監査	<ul style="list-style-type: none"> 会計専門家もしくは外国の会計監査企業 会計・監査協会の会員である。 		
	7120	動物の病気の分析や動物製品の生産	<ul style="list-style-type: none"> 関係規則による。 	<ul style="list-style-type: none"> 2016年11月11日付畜産獣医法 (No.01/98/NA) 2012年12月18日付環境保全法 (No.29/NA) 	農林省
	-	動物検疫サービス	<ul style="list-style-type: none"> 土地、資本、事務所、建築物、道具、器具、車両を適切に有する。 畜産では、専門学校以上のレベルの畜産の知識を有する専門職員や獣医を有し、実務経験の証明を有する。獣医事業では、獣医協会からの証明を有する獣医もしくは獣看護師であること。 関係機関や地方政府の合意がある。 その他、畜産獣医管理機関が定める必要条件を満たす。 	<ul style="list-style-type: none"> 2016年11月11日付畜産獣医法 (No.01/98/NA) 2012年12月18日付環境保全法 (No.29/NA) 	農林省
10. 支援サービス、管理					
	7810	職業斡旋活動（職業斡旋サービス事業）	<ul style="list-style-type: none"> 外国の個人もしくは法人はラオス人との合弁である。 国内への労働斡旋は、登録資本金・回転資金が2億キープ以上、保証金2,000米ドルとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 2013年12月24日付労働法 (No.43/NA) 2010年1月12日付労働斡旋サービス会社の設立と管理に関する合意 (No.043/MLSW) 	労働社会福祉省

分野	ISIC	事業の種類	投資条件	関連法	主管省庁
			<ul style="list-style-type: none"> 外国への労働斡旋は、登録資本金、回転資金が20億キープ以上、保証金は2万米ドルとする。 個人では25歳以上とする。 何らかの事業経験を必要とし、労働セクターの専門家を有する。 		
11. 治安維持と監査					
	8010	警備会社	<ul style="list-style-type: none"> 関係規則による。 	<ul style="list-style-type: none"> 2013年12月19日付国家治安維持事業法 (No.40/NA) 	公安省
12. 教育					
	8510	就学前教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係規則による。 A) 外国投資の場合は中央に申請。 	<ul style="list-style-type: none"> 2015年7月16日付教育法 (No.62/NA) 2013年12月23日付職業訓練法 (No.42/NA) 	教育 スポーツ省
			<ul style="list-style-type: none"> B) 国内投資の場合は地方に申請。 		
	8521	小、中、高等教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係規則による。 A) 外国投資の場合は中央に申請。 	<ul style="list-style-type: none"> 2015年7月16日付教育法 (No.62/NA) 	教育 スポーツ省
			<ul style="list-style-type: none"> B) 国内投資の場合は地方に申請。 		
8522	技術職業訓練教育 A) 技術訓練 センター	<ul style="list-style-type: none"> 関係規則による。 	<ul style="list-style-type: none"> 2013年12月24日付労働法 (No.43/NA) 	労働社会 福祉省	
		<ul style="list-style-type: none"> 関係規則による。 A) 外国投資の場合は中央に申請。 	<ul style="list-style-type: none"> 2015年7月16日付教育法 (No.62/NA) 2013年12月23日付職業訓練法 (No.42/NA) 	教育 スポーツ省	
<ul style="list-style-type: none"> B) 国内投資の場合は地方に申請。 					

分野	ISIC	事業の種類	投資条件	関連法	主管省庁
	8530	高等教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係規則による。 	<ul style="list-style-type: none"> 2015年7月16日付教育法 (No.62/NA) 2015年6月5日付高等教育に関する首相令 (No.177/PM) 	教育 スポーツ省
	8541	スポーツ、エンターテイメント教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係規則による。 	<ul style="list-style-type: none"> 2015年7月16日付教育法 (No.62/NA) 2012年7月6日付スポーツ運動法 (No.15/NA) 	教育 スポーツ省
A) スポーツ運動		<ul style="list-style-type: none"> A) 外国投資の場合は中央に申請。 B) 国内投資の場合は地方に申請。 			
B) 運動教育		<ul style="list-style-type: none"> 関係規則による。 A) 外国投資の場合は中央に申請。 B) 国内投資の場合は地方に申請。 			
C) エンターテイメント教育		<ul style="list-style-type: none"> 関係規則による。 A) 外国投資の場合は中央に申請。 B) 国内投資の場合は地方に申請。 			
	8549	畜産・獣医職業訓練学校もしくは専門家養成センター	<ul style="list-style-type: none"> 土地、資本、事務所、建築物、道具、器具、車両が適切に有する。 畜産では、専門学校以上のレベルの畜産の知識を有する専門職員や獣医を有し、実務経験の証明を有する。獣医事業では、獣医協会からの証明を有する獣医もしくは獣看護師であること。 関係機関や地方政府の合意がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 2016年11月11日付畜産獣医法 (No.01/98/NA) 	教育 スポーツ省 農林省

分野	ISIC	事業の種類	投資条件	関連法	主管省庁
			<ul style="list-style-type: none"> • その他畜産獣医管理機関が定める必要条件を満たす。 		
13. 人の健康事業、社会事業					
	8610	民間病院	<ul style="list-style-type: none"> • 20 億キープ以上の登録資本金。 • 関係機関が定めるその他の条件を満たす。 	<ul style="list-style-type: none"> • 2014 年 12 月 24 日付治療法 (No.58/NA) • 2014 年 4 月 28 日付民間病院に関する政府令 (No.151/GOV) 	保健省
	8620	治療、歯科治療、その他の保健事業	<ul style="list-style-type: none"> • 専門病院である。 • 関係機関が定めるその他の条件を満たす。 	<ul style="list-style-type: none"> • 2014 年 12 月 24 日付治療法 (No.58/NA) • 2014 年 4 月 28 日付民間病院に関する政府令 (No.151/GOV) 	保健省
14. 芸術、エンターテインメント、リフレッシュ					
	9000	発明、芸術、エンターテインメント活動 (ディスコテック、ナイトクラブ、パブ、プールバー、バー、カラオケ)	<ul style="list-style-type: none"> • 国内外の金融機関からの財務・資金証明を有する。 • 登録資本金が全資本の 30%以上。 • 事業の調査、可能性調査を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 2013 年 7 月 24 日付観光法 (No.32/NA) • 2017 年 10 月 2 日付エンターテインメントに関する政府令 (No.315/GOV) 	情報文化 観光省
		動物を使った演劇	<ul style="list-style-type: none"> • 土地、資本、事務所、建築物、道具、器具、車両が適切に有する。 • 畜産では専門学校以上のレベルの畜産の知識を有する専門職員や獣医を有し、実務経験の証明を有する。獣医事業では、獣医協会からの証明を 	<ul style="list-style-type: none"> • 2016 年 11 月 11 日付畜産獣医法 (No.01/98/NA) 	農林省

分野	ISIC	事業の種類	投資条件	関連法	主管省庁
			<p>有する獣医もしくは獣看護師であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関や地方政府の合意がある。 その他畜産獣医管理機関が定める必要条件を満たす。 		
	9103	動物園、動物研究所、自然保護活動	<ul style="list-style-type: none"> 関係規則による。 	<ul style="list-style-type: none"> 2016年11月11日付畜産獣医法 (No.01/98/NA) 2012年12月18日付環境保全法 (No.29/NA) 	農林省
	9200	宝くじ、賭博事業 A) 賭博ゲーム B) クイズ C) 賭博マシーン	<ul style="list-style-type: none"> 関係規則による。 	<ul style="list-style-type: none"> 2013年10月22日付あらゆるゲームの許可と管理に関する情報文化観光省大臣合意 (No.664/MICT) 	情報文化観光省、 財務省
	9321	遊園地	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の金融機関からの財務・資金証明を有する。 登録資本金が全資本の30%以上。 事業調査、可能性調査を実施する。 A) 外国投資の場合は中央に申請。 B) 国内投資の場合は地方に申請。 	<ul style="list-style-type: none"> 2013年7月24日付観光法 (No.32/NA) 2012年12月18日付環境保全法 (No.29/NA) 	情報文化観光省
	—	総合観光開発	<ul style="list-style-type: none"> 関係規則による。 A) 外国投資の場合は中央に申請。 B) 国内投資の場合は地方に申請。 	<ul style="list-style-type: none"> 2013年7月24日付観光法 (No.32/NA) 2012年12月18日付環境保全法 (No.29/NA) 2003年10月21日付土地法 (No.04/NA) 	情報文化観光省

(出典：2019年1月10日付ラオスのネガティブ事業リストとコンセッション事業リストの承認に関する首相令第3号をもとにジェトロが作成)

第7章 食品の輸出入・トランジットに関する保健省大臣合意の施行

2018年6月21日付で、「食品の輸出入・トランジットに関する保健省大臣合意第1166号」が発出された。本合意は、2006年5月12日付「安全食品の生産および輸出入の管理に関する細則第586号」を補完するものである。以下に、留意事項を挙げる。

(1) 輸出入者登録と食品登録

食品の輸出入およびトランジットを行う個人、法人、組織は、保健省食品薬品局もしくは県・都の食品薬品課に登録が必要である（第6条）。輸出入・トランジットを行う者は以下の条件を満たす必要がある（第7条）。

1. 食品の保存や配送に適した場所を有する（倉庫、冷蔵庫、運送車両、機材）。
2. 食品安全に関する基本的なトレーニングを受講した職員を有する。
3. 食品の品質や安全性を管理・確認するシステムを有する。
4. ラオスへの輸入時に食品の消費期限が60%以上残っており、品質と安全性が確保されている（トランジットは除く）。
5. トランジットの場合は、5営業日前までに保健省食品薬品局もしくは県・都の食品薬品課に書類を提出し手数料を支払う。

また、本合意別添5で定める食品のリスク分類において高リスク食品に該当する食品（下表1）と、今までラオスで消費されたことのない新しい食品をラオスに輸入する際は、事前に保健省食品薬品局にて食品登録が必要である（第6条）。ただし、原則として未加工（生鮮、冷蔵、冷凍）の肉と魚、野菜果物については本条に該当せず、農林省畜産局（肉と魚）もしくは農業局（野菜）が窓口となる⁹。リスク分類で中リスク・低リスクに該当する食品の輸入には食品登録は不要で、輸入許可の申請のみでよい（合意第13条）。

表1 高リスク食品分類一覧

No.	HS コード	内容
1	201	牛肉（生鮮、冷蔵）
2	202	牛肉（冷凍）
3	203	豚肉（生鮮、冷蔵、冷凍）
4	204	ヤギ肉・羊肉（生鮮、冷蔵、冷凍）
5	205	肉と食用の内臓
6	206	牛、豚、羊、ヤギ、馬の食用内臓（生鮮、冷蔵、冷凍）
7	207	鶏肉と食用の内臓
8	208	その他の肉と食用の内臓（生鮮、冷蔵、冷凍）
9	209	豚と鶏の脂肪（生鮮、冷蔵、冷凍、醃酵、塩漬け、乾燥、燻製）

⁹ 2019年1月に保健省食品薬品局・農林省畜産局に確認済み。

No.	HS コード	内容
10	210	肉と食用の内臓（醃酵、塩漬け、乾燥、燻製）
11	301	魚（生鮮）
12	302	304以外の魚（生鮮、冷蔵）
13	303	304以外の魚（冷凍）
14	304	骨抜きおよびその他加工済みの魚（生鮮、冷蔵、冷凍）
15	305	乾燥魚、魚の塩漬け、食用デンプン、その他魚肉加工品
16	306	未加工および加工済みの水産品（生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩漬け）
17	307	未調理および調理済みの食用の貝（生鮮、冷蔵、冷凍、塩漬け）
18	308	未調理および調理済みの食用の無脊椎水棲動物（飼料用ではない）
19	401	牛乳および乳脂（非濃縮で、砂糖やその他の甘味料が含まれないもの）
20	403	発酵乳脂、サワーミルク、ヨーグルト、ケフィア、砂糖・甘味料・ココアを含むその他の発酵乳
21	404	砂糖・甘味料が添加された天然乳成分を含むスキムミルク
22	407	卵（未調理、殻付き）
23	408	ウズラの卵および赤卵（生鮮、乾燥、蒸し、茹で、冷凍、醃酵、砂糖添加・非添加、包装）
24	409	乳製品、鳥の卵、はちみつ、食用動物の各部
25	410	本表に記載のない食用可能な動物の各部
26	709	ほかの野菜（生鮮、冷凍）
27	709.1	もやし
28	1202	ピーナッツ（未調理・調理済み、殻付き・殻なし）
29	1508	未精製のピーナッツオイル
30	1601	肉もしくは血のソーセージおよび同様の食品
31	1602	その他の肉もしくは血の加工品
32	1603	魚、貝、無脊椎水棲動物の抽出物
33	1604	魚卵の準備物と保存物
34	1605	貝、無脊椎水棲動物の準備物と保存物
35	2201	砂糖・甘味料・氷などが未添加の天然および非天然のミネラルウォーター
36	2202	砂糖・甘味料を含む飲料水、清涼飲料水、非アルコール飲料（HSコード2209に該当する果実・野菜飲料は含まない。）
37	2301	非食用の魚・水棲動物・貝から作った飼料用粉末および固形物
38	2302	冷凍のコメ糠、ほかの穀物残渣、養鶏飼料
39	2303	サトウキビおよび砂糖精製による粉末あるいはほかの形態の残渣物
40	2304	食品工場の残渣物および飼料残渣物
41	-	サプリメント
42	-	子供用サプリメントおよびビスケット

（出典：合意別添5のリストをジェトロが和訳）

食品登録の手続きについてはジェトロ発行の『ラオス投資ガイドブック 2018』第2章を参照のこと。

(2) 食品の輸出

ラオスから食品を輸出する際には、保健省食品薬品局もしくは県・都の食品薬品課が発行する食品輸出証明書が必要である（第 9 条）。証明書の申請に必要な書類は以下のとおりである（第 10 条）。輸出の 5 営業日までに申請が必要で、申請後、輸出の 3 営業日前までに輸出証明書が発行される。同証明書は 1 回のみ有効である（第 11 条・12 条）。証明書の使用前有効期限は設定していない¹⁰。証明書の発行にかかる費用は 1 万 5,000 キープである¹¹。

申請書類

1. 保健省食品薬品局所定の輸出許可証申請書
2. インボイス
3. 食品安全証明書（例：食品登録証明書、食品品質証明書、GMP 証明書、HACCP 証明書、ISO22000、など）
4. 企業登録証
5. 事業許可証

(3) 食品の輸入

ラオスへ食品を輸入する際には、上述の食品登録に加えて（高リスク食品・新しい食品の場合）、保健省食品薬品局もしくは県・都の食品薬品課が発行する食品輸入許可証の取得が必要である。許可証の申請に必要な書類は以下のとおり（第 14 条）。申請から 3 営業日以内に発行され、30 日間有効、1 回限り 30 日の延長が可能である（第 15 条）。証明書の発行にかかる費用は 1 万 5,000 キープである¹²。

申請書類

1. 保健省食品薬品局所定の輸入許可証申請書
2. インボイス（2 部）
3. パッキングリスト（2 部）
4. 輸出国による食品安全証明書（例：食品登録証明書、自由販売証明書、GHP・GMP・HACCP・ISO22000 証明書、輸出国の食品安全管理機関が発行し 3 カ月以上の有効期限を有する安全証明書（英語記載の原本、コピーの場合には輸入会社の印が必要））（1 部）
5. 輸出国の食品安全管理機関が発行する分析証明書、もしくは有効期限内の公式に認められた分析室の証明書（英語記載の原本、コピーの場合には輸入会社の印が必要。）（2 部）
6. 企業登録証（1 部）
7. ラオス語のラベル（1 部）

¹⁰ 2018 年 8 月 9 日保健省食品薬品局食品管理課課長への聞き取りより。

¹¹ 同上。

¹² 2018 年 8 月 9 日保健省食品薬品局食品管理課課長への聞き取りより。

8. 食品のサンプル（各一つ）
9. 食品登録証明書（あれば）（1部）

(4) 食品輸出入者の報告義務

食品の輸出入を行う者は、以下の内容について、年次計画および6カ月時点での報告を行う必要がある（第34条）。

1. 食品の種類、品名、重量、価格
2. ロットナンバー、生産日、消費期限、輸出入日
3. 輸出入の車両情報、輸出入ルート、利用する国境名
4. 原産国
5. 輸出入者名および所在地
6. 生産者名および生産者登録番号
7. 保健省の輸出入条件を満たさなかった食品のリスト
8. 安全性および品質基準を満たさなかった食品に関する報告
9. その他問題事項

(5) 禁止事項と罰則

第37条では食品の輸出入・トランジットにかかる禁止事項が、第40条では各禁止事項に対する罰則が定められている。なお、下表に示す罰則に加え、すべての違反に対して当局への報告書の提出が義務付けられている。

表2 禁止事項と罰則

禁止事項	罰則		
	違反1回目	違反2回目	違反3回目
1. 当局から未許可の食品の輸入	罰金500万キープ	罰金1,000万キープ、6カ月～1年の業務停止	罰金1,500万キープ、業務の永久停止
2. 税関で未検査の食品の輸入			
3. 関連書類の偽造	罰金250万キープ	罰金500万キープ	罰金1,000万キープ、6カ月～1年の業務停止
4. ラオ語の表示がない食品の輸入	報告書提出のみ	罰金100万キープ	罰金500万キープ、6カ月～1年の業務停止
5. 消費期限切れ・間近の食品の輸入	罰金500万キープ	罰金1,000万キープ、6カ月～1年の業務停止	罰金1,500万キープ、業務の永久停止
6. ラオスの文化伝統に反する食品	報告書提出のみ	罰金100万キープ	罰金500万キープ

禁止事項	罰則		
	違反 1 回目	違反 2 回目	違反 3 回目
の輸入			プ、6 カ月～1 年の業務停止
7. 禁止食品リストに記載の食品の輸出	罰金 500 万キープ、食品の押収	罰金 1,000 万キープ、食品の押収、6 カ月～1 年の業務停止	罰金 1,500 万キープ、食品の押収、業務の永久停止
8. 品質と安全の基準に合致しない食品の輸入			
9. トランジット用の食品のラオス国内での流通			
10. 未登録の高リスク食品・新食品の輸入	報告書提出のみ	罰金 100 万キープ	罰金 500 万キープ、6 カ月～1 年の業務停止

(出典：合意第 37 条・第 40 条をもとにジェットロが作成)

第8章 生鮮品（野菜・肉・魚）の輸入許可手続き

ラオスへの食品輸入の主管は保健省食品薬品局と地方の県保健局食品薬品課であるが¹³、原則として未加工の野菜や果実については農林省農業局植物検疫課が、未加工の肉と魚については農林省畜産漁業局が主管となる。以下に、それぞれの輸入許可申請手続きを示す。

(1) 野菜・果実

農林省計画協力局からの作物輸入ライセンスの取得と、輸入ごとの農業局植物検疫課への個別輸入許可の申請が必要となる。生鮮・冷蔵・冷凍ともに同じ手続きである。野菜・果実の加工食品（ほかの材料との混合や加熱など）は原則として保健省食品薬品局の管轄であり、同省・地方当局への申請となる。農林省と保健省どちらか一方のみへの申請となっており、該当する品がどちらの省が管轄するか不明な場合には窓口へ相談する必要がある。

作物輸入ライセンスの取得

輸入者はまず、農林省計画協力局へ作物輸入ライセンス申請書（参考資料①）を提出し、審査を受ける。農林省計画協力局は書類審査のうえ、輸入ライセンスを発給する。

個別輸入許可の申請

上記ライセンスの取得後、輸入ごとに輸入許可を申請する。植物検疫課所定の様式を用いること。輸入に必要な一般的な書類（インボイス、パッキングリスト、船荷証券など）に加え、作物の種類によっては輸出国機関による検疫証明書が必要となる。

1. 企業登録証のコピー
2. 納税証明書のコピー
3. 農業事業者登録証のコピー
4. 年間輸入計画と利用計画
5. 研究計画（作物研究の場合）
6. 委任状（該当する場合）
7. インボイス、パッキングリスト（ともに作物の学名、数量、梱包形態、作物重量、梱包重量、価格、識別マークが記載されていること。）
8. 都・県・郡の農林局発行の農地証明書（栽培実証の場合）

審査後、植物検疫課は輸入許可証および作物の種類に応じて輸入条件同意書（英文）を発行する。本同意書を輸出国側の植物検疫証明書の申請時に提出する。

¹³ 本ガイドライン第7章「食品の輸出入・トランジットに関する保健省大臣合意の施行」参照。


(2) 肉・魚

農林省畜産漁業局へ輸入許可の申請を行う。生鮮・冷蔵・冷凍ともに同じ手続きである。肉・魚の加工食品（ソーセージ、すり身など、ほかの材料と混ぜて加工したもの）は、原則保健省食品薬品局の管轄であり、同省・地方当局への申請となる。

輸入者はまず、郡の農林事務所畜産漁業課へ畜産・水産製品輸入許可申請書を提出し、審査を受ける。その後、県・都農林局畜産漁業課を経て農林省畜産漁業局へと申請を行う必要がある。申請書は5万キープで様式（参考資料②）を購入できるが、自作のものでも構わない。以下の添付書類のうち該当するものを添付して提出する。

1. 申請者の身分証明書もしくはパスポート
2. 企業登録証のコピー
3. 動物検疫証明書
4. 血統証明書（養殖用の場合）
5. 衛生証明書もしくは品質証明書
6. インボイスとパッキングリスト
7. CITES 証明書
8. 委任状（代理申請の場合）
9. 当局による現地視察報告書（養殖の場合など、必要に応じて）

提出書類に不備がなければ、続いて輸入者は、保冷施設とその衛生状況などについて畜産局もしくは地方当局の視察を受ける必要がある（参考資料③）。視察結果に問題がなければ検査証明書（参考資料④）を受領し、輸入が可能となる。



ສາທາລະນະລັດ ປະຊາທິປະໄຕ ປະຊາຊົນລາວ
Lao People's Democratic Republic
ສັນຕິພາບ ເອກະລາດ ປະຊາທິປະໄຕ ເອກກະພາບ ວັດທະນະຖາວອນ
Peace Independence Democracy Unity Prosperity

ເລກທີ(Ref.No):..... /.....
ວັນທີ(Date):.....

ໃບຄໍາຮ້ອງຂໍອະນຸຍາດນໍາເຂົ້າພືດ ແລະ ຜະລິດຕະພັນພືດ
(Application form for Issuing Import permit for plant/plant-product)

ຮຽນ: ທ່ານ ຫົວໜ້າກົມປູກຝັງ (Head of Director General)
ເລື່ອງ: ຂໍອະນຸຍາດນໍາເຂົ້າ ພືດ ແລະ ຜະລິດຕະພັນພືດ (Issuing Import permit for plant/plant-product)

- ອີງຕາມ ກົດໝາຍວ່າດ້ວຍການປ້ອງກັນ ແລະ ການກັກກັນພືດ (ສະບັບປັບປຸງ), ເລກທີ 13/ສພຊ, ລົງວັນທີ 15 ພະຈິກ 2016/According to Plant Protection and Plant Quarantine Law No.13/NA, Dated 15 November 2016.

ຊື່ ແລະ ນາມສະກຸນຜູ້ຮ້ອງຂໍ(Name of applicant):.....
ບ່ອນຢູ່ປະຈຸບັນ(Present address):ບ້ານ(Village).....ເຮືອນເລກທີ(House No).....
ໜ່ວຍ(Unit).....ເມືອງ(District).....ແຂວງ(Province).....
ເບີໂທລະສັບ(Telephone No):.....Fax:.....Email:.....

1. ຊື່ ແລະ ທີ່ຢູ່ຂອງບໍລິສັດນໍາເຂົ້າພືດ ແລະ ຜະລິດຕະພັນພືດ(Name and address of importer's company):.....
.....

2. ຊື່ຂອງພືດ ແລະ ຜະລິດຕະພັນພືດ(Name of plants and plant-products):.....
ຊື່ວິທະຍາສາດ(Scientificname):.....

3. ສ່ວນຂອງພືດທີ່ຈະນໍາເຂົ້າ(Plant part to be exported e.g., fruit, seed etc.):.....
ຈໍານວນ(Quantity).....

4. ຈຸດປະສົງຂອງການນໍາເຂົ້າ(Purpose for import): ຈໍາໜ່າຍ(Sell); ເພື່ອປູກ(Planting); ຄົ້ນຄວ້າທົດລອງ (Research); ບໍລິໂພກ(Consumption); ອື່ນໆ(Another).....

5. ແຫຼ່ງທີ່ມາຂອງພືດ(Country of origin):

6. ວິທີການຂົນສົ່ງ(Declared means of conveyance): ທາງບົກ(Road); ທາງນໍ້າ(Sea); ທາງອາກາດ(Air); ທາງລົດໄຟ(Rail); ໄປສະນີ(Mail).

7. ຈຸດທີ່ນໍາເຂົ້າ(Designed port of entry):.....

8. ຈຸດນໍາໃຊ້ປາຍທາງ(Destination):ບ້ານ(Village):.....ເມືອງ(District).....ນະຄອນຫຼວງ/ແຂວງ (Capital/Province):.....ເບີໂທລະສັບ(TelephoneNo):.....Fax:.....
ວັນ/ເດືອນ/ປີ, ຄາດວ່າຈະນໍາເຂົ້າ(Date/Month/Year; Expected to be imported).....

ຊື່ ແລະ ລາຍເຊັນ ຜູ້ສະເໜີ
(Name and signature of applicant)


ໝາຍເຫດ: (Remark):

- ກະລຸນາໝາຍ ໃສ່ບ່ອນທີ່ຕ້ອງການຕາມຈຸດປະສົງຂອງທ່ານ (Please insert cross into appropriate box)
- ປະກອບເອກະສານໃຫ້ຄົບຖ້ວນຕາມລາຍການທີ່ລະບຸໄວ້ໃນເອກະສານຊ້ອນທ້າຍ(Please attach all documents as mentioned in check list below).
- ຖ້າມີຫຼາຍປະເພດພືດທີ່ຈະນຳເຂົ້າແມ່ນໃຫ້ຂຽນໃສ່ລາຍການ ໃນເອກະສານຊ້ອນທ້າຍ (If there are many types of plants to be imported, write the list in the Appendix)

ເອກະສານຄັດຊ້ອນທ້າຍ (Check list):

- ສຳເນົາ ໃບທະບຽນວິສາຫະກິດ(ສະເພາະນຳເຂົ້າມາຈຳໜ່າຍ ຫຼື ປຸກເພື່ອການຄ້າ) (Copy of Registration of Business).
- ສຳເນົາ ໃບຢັ້ງຢືນການມອບພັນທະອາກອນ(Copy of Tax Declaration Certificate)
- ສຳເນົາ ໃບອະນຸຍາດດຳເນີນທຸລະກິດ ກະສິກຳ ແລະ ປ່າໄມ້, (ສະເພາະການນຳເຂົ້າຮັບໃຊ້ໃຫ້ແກ່ການດຳເນີນທຸລະກິດ)(Copy of Agriculture Enterprise registration number).
- ແຜນການນຳເຂົ້າ ແລະ ນຳໃຊ້ພາຍໃນປະເທດ (ໃນກໍລະນີນຳເຂົ້າຫລາຍຄັ້ງຕໍ່ປີ), (Import planning on the year).
- ແຜນການຄົ້ນຄວ້າທົດລອງ (ສະເພາະການນຳເຂົ້າມາຄົ້ນຄວ້າ), (Resarch Planning).
- ໃບມອບສິດ (ໃນກໍລະນີໃຫ້ຜູ້ອື່ນ ດຳເນີນການແທນ), (Letter of attorney)
- ໃບແຈ້ງລາຄາ(Invoice) ແລະ ໃບແຈ້ງລາຍການສິນຄ້າ(Packing List) ໃຫ້ລະບຸແຈ້ງ ກ່ຽວກັບ ລາຍລະອຽດຂອງພືດ ແລະ ຜະລິດຕະພັນພືດ ພ້ອມດ້ວຍຊື່ວິທະຍາສາດ; ຈຳນວນ ແລະ ວິທີການຫຸ້ມຫໍ່ (ດ້ວຍໄມ້, ແກັດເຈ້ຍ, ເປົາປ່າງ ແລະ ອື່ນໆ...); ນ້ຳໜັກສຸດທິ:.....; ນ້ຳໜັກລວມ:.....; ມູນຄ່າ:.....ເຄື່ອງໝາຍທີ່ພື້ນເດັ່ນ(Invoice and Packing list please provide description of consignment include scientific name, number and description of packages(such as using wood material, paper carton, woolen for packing, etc....) Net weight....., Gross weight....., Price..... and Distinguishing Marks).
- ໃບຢັ້ງຢືນພື້ນທີ່ປູກຕົວຈິງ, ຈາກຂະແໜງປູກຝັງນະຄອນຫຼວງ/ແຂວງ ແລະ ຫ້ອງການກະສິກຳເມືອງ (ກໍລະນີປະຊາຊົນນຳມາປູກ) (Farm Registration Improve by District Agriculture and Forestry office (DAFO)).

(出所：ラオス農林省計画協力局)



ແບບຟິມ ຂອດ 1/Form IET 1

ສາທາລະນະລັດ ປະຊາທິປະໄຕ ປະຊາຊົນລາວ
Lao People's Democratic Republic
ສັນຕິພາບ ເອກະລາດ ປະຊາທິປະໄຕ ເອກະພາບ ວັດທະນະຖາວອນ
Peace Independence Democracy Unity Prosperity

ແຂວງ /Province.....
ເມືອງ /District.....
ບ້ານ/Village.....
ຊື່ບໍລິສັດ/Company's Name:..... ເລກທີ/Ref. No:...../

ໂທລ/TEL:..... ທີ່/At....., ວັນທີ/Date:.....
ອີເມລ/Email:

ໃບຄໍາຮ້ອງຂໍນໍາເຂົ້າ/ສົ່ງອອກ/ສົ່ງຜ່ານ/ນໍາເຂົ້າເພື່ອສົ່ງອອກ
ສັດ, ສັດນໍ້າ, ຜະລິດຕະພັນສິນຄ້າກ່ຽວກັບສັດ ແລະ ການປະມົງ
APPLICATION FOR IMPORT/EXPORT/IN TRANSIT/ IMPORT FOR RE-EXPORT OF ANIMALS/ AQUATICS/ANIMAL-FISHERIES COMMODITY

ຮຽນທ່ານ/TO MR/MS:.....

ເລື່ອງ/Subject: ຄໍາຮ້ອງຂໍ ນໍາເຂົ້າ ສົ່ງອອກ ຂົນສົ່ງຜ່ານ ນໍາເຂົ້າເພື່ອສົ່ງອອກ
APPLICATION FOR IMPORT EXPORT IN TRANSIT IMPORT FOR RE-EXPORT

1. ຂ້າພະເຈົ້າ ຊື່/Mr./Ms.....ສັນຊາດ/ Nationality.....ອາຊີບ/Profession.....
ຕາງໜ້າໃຫ້ບໍລິສັດ/Name of Company:.....ທະບຽນວິສາສະຫະກິດເລກທີ /Business License No
ໃບອະນຸຍາດດໍາເນີນທຸລະກິດ ກ່ຽວກັບ ການລ້ຽງສັດ, ການສັດຕະແພດ ຫຼື ການປະມົງ ເລກທີ/ Livestock, Veterinary or Fisheries
Operation Permit No.ທີ່ຢູ່ຂອງບໍລິສັດ/Address: ໜ່ວຍ/Unit..... ບ້ານ/Village:.....ເມືອງ/District:
ແຂວງ /Province..... ປະເທດ/Country: ໂທລະສັບ/Telephone
ອີເມລ/Email.....ຖືບັດປະຈຳຕົວ/ໜັງສືເດີນທາງ/I.D. No./Passport No..... ອອກທີ່/ Issued by
.....ໝົດອາຍຸ Expire date.....

2. ລາຍການສິນຄ້າທີ່ສະເໜີຂໍ ໃນຄັ້ງນີ້ມີດັ່ງນີ້ /List of requested Goods are as follow:

ລ/ດ Item	ລາຍການສິນຄ້າ Description of goods	ຫົວໜ່ວຍ Unit	ຈໍານວນ Quantity	ນ້ຳໜັກລວມ Gross Weight	ມູນຄ່າລວມ Amount
1.					
2.					
3.					
4.					
5.					
6.					
7.					
8.					
9.					
10.					

*ໝາຍເຫດ: ຖ້າຫາກ ເກີນກວ່າ 10 ລາຍການ ສະເໜີໃຫ້ສ້າງຕາຕະລາງພິມຕິດຕິດໃສ່ໃບຄໍາຮ້ອງມາພ້ອມ/Remark: If exceed more than 10 items
Please provide more table in additional page.

3. ຈຸດປະສົງ/Purpose for:

4. ສິນຄ້າມີແຫຼ່ງກໍານົດມາຈາກ /Origin of Goodsໜ່ວຍ/Unit..... ຖະໜົນ/Streetບ້ານ/
Village:..... ເມືອງ/District :..... ແຂວງ/Province.....ປະເທດ/Country:.....

ກົມລ້ຽງສັດ ແລະ ການປະມົງ, ກະຊວງກະສິກໍາ ແລະ ບ່າໄມ້ /Department of Livestock and Fisheries, MAF. ໂທລ/Tel: +856 21 215242-3 ; ໂທລສານ/Fax: +856 21 215242-3

5. ຊື່ ແລະ ທີ່ຢູ່ຂອງເຈົ້າຂອງສິນຄ້າ/Owner of the Goods and Address Mr./Ms..... ຊື່ບໍລິສັດ/Name of Company:
 ບ້ານ/Village:.....ເມືອງ/District:ແຂວງ/Province.....
 ປະເທດ/Country:ໂທລະສັບ/Contact No..... ອີເມລ/Email.....
6. ສະຖານທີ່ປາຍທາງບ່ອນສິນຄ້າລົງ/Final destination: ໜ່ວຍ/Unit..... ບ້ານ/Village:.....ເມືອງ/District:
 ແຂວງ (Province)..... ປະເທດ/Country: ໂທລະສັບ/Tel No..... ອີເມລ/Email
7. ນໍາເຂົ້າ ຜ່ານດ່ານຂາເຂົ້າ ທີ່/Port of Entry at:.....
8. ສົ່ງອອກຜ່ານດ່ານຂາອອກ ທີ່/Port of Exit at:.....
9. ຂົນສົ່ງຜ່ານ ຜ່ານດ່ານຂາເຂົ້າ/In transit consignment through Lao PDR at Port of Entry.....
 ຜ່ານດ່ານຂາອອກ/Port of Exit.....
10. ສະຖານທີ່ກັກກັນສຸດທ້າຍ ກ່ອນນໍາເຂົ້າ/ສົ່ງອອກ ສປປ ລາວ/Name of Final Quarantine before Entering/Exporting at.....
11. ການນໍາເຂົ້າ, ສົ່ງອອກ ໃນວັນທີ ເດືອນ ປີ/Consignment to take place on (dd/mm/yyyy).....

ຂ້າພະເຈົ້າ ຂໍຮັບປະກັນວ່າ ຈະປະຕິບັດ ຕາມກົດໝາຍ ແລະ ລະບຽບການຕ່າງໆທີ່ກ່ຽວຂ້ອງ ຂອງ ສປປ ລາວ ຢ່າງເຄັ່ງຄັດ/I hereby certify that I will strictly follow every set rules and requirements of the Lao PDR related to the movement of items specified above.

ລາຍເຊັນຜູ້ຮ້ອງຂໍ
Signature of Applicant

ເອກະສານປະກອບ: ໃຫ້ໝາຍ ໄປ ໃສ່ຫ້ອງຕໍ່ໜ້າເອກະສານ ລຸ່ມນີ້ ທີ່ກ່ຽວຂ້ອງກັບເງື່ອນໄຂຂອງການສະເໜີ/
Attached Documents: Please tick **in front of each item below that required for Application:**

- 1) ສາເນົາບັດປະຈາກຕົວປະຊາຊົນ ຫຼື ຫົງສີເດີນທາງ /Copy of ID or Passport;
- 2) ສາເນົາ ໃບທະບຽນວິສາຫະກິດ/Copy of Business License;
- 3) ໃບຢັ້ງຢືນສຸຂະພາບສັດ (ໃນມື້ນາສິນຄ້າເຂົ້າຕົວຈິງ)/Animal Health Certificate;
- 4) ໃບຢັ້ງຢືນການພະັນສັດ (ກໍລະນີທີ່ນາມາເປັນແນວພັນ) / Pedigree Certificate in case for breeding
- 5) ໃບຢັ້ງຢືນສຸຂະພາບໄມ ຫຼື ໃບຢັ້ງຢືນຄຸນນະພາບ (ໃນມື້ນາສິນຄ້າເຂົ້າຕົວຈິງ)/ Sanitary Certificate or Quality Certificate;
- 6) ໃບຢັ້ງຢືນການກັກກັນ / Certificate of Quarantine station;
- 7) ໃບແຈ້ງລາຄາສິນຄ້າ ແລະ ໃບແຈ້ງລາຍການສິນຄ້າ/ Invoice and Packing list;
- 8) ໃບແຈ້ງສະນຸຍາດ ຂອງ ປະເທດນາເຂົ້າ ໃນກໍລະນີ ຂົນສົ່ງຜ່ານ/ Import Notification in case of In Transit through Lao PDR;
- 9) ໃບຢັ້ງຢືນ CITES ຖ້າເປັນສັດໄມ້-ສັດປ່າຫວງຫ້າມ ຫຼື ຄວບຄຸມຂອງສາກົນ/CITES Certificate;
- 10) ໃບມອບສິດຈາກຜູ້ຂໍນໍາເຂົ້າ (ຖ້າຫາກໃຫ້ຜູ້ອື່ນມາດໍາເນີນການແທນ)/ Power of Attorney in case of submitting document by a representative;
- 11) ໃບຢັ້ງຢືນມາດຕະຖານດ້ານເຕັກນິກກ່ຽວກັບ ຢາມ/ໂຮງຂ້າລັດ/ສະຖານທີ່ເກັບຮັກສາ/ບ່ອນຈໍາໜ່າຍ ຕາມແຕ່ລະກໍລະນີ/Certificate for GAHP/GMP
- 12) ບົດລາຍງານການກວດກາຕົວຈິງຈາກອົງການຄຸ້ມຄອງທີ່ກ່ຽວຂ້ອງ ຂຶ້ນ ເມືອງ ຫຼື ແຂວງ ໃນກໍລະນີ ທີ່ມີການຮຽກຮ້ອງ Report on site Inspection of relevant local authority if required.

(出所：ラオス農林省畜産漁業局)

参考資料③ 動物・水生生物・畜産製品の輸入にかかる検査報告書の様式
(日本語訳はジェトロが追記)

ແບບພິມ ຂອບ 2/Form IET 2



ສາທາລະນະລັດ ປະຊາທິປະໄຕ ປະຊາຊົນລາວ
ສັນຕິພາບ ເອກະລາດ ປະຊາທິປະໄຕ ເອກະພາບ ວັດທະນະຖາວອນ

ແຂວງ.....
ເມືອງ.....
ຫ້ອງການກະສິກໍາ ແລະ ປ່າໄມ້
ໜ່ວຍງານລ້ຽງສັດ ແລະ ການປະມົງ ທີ່:....., ວັນທີ:.....

ບົດບັນທຶກ
ການກວດກາດ້ານວິຊາການ ກ່ຽວກັບ ການຂົນສົ່ງ ສັດ, ສັດນໍ້າ, ຜະລິດຕະພັນສິນຄ້າກ່ຽວກັບສັດ ແລະ ການປະມົງ ກ່ອນການນໍາເຂົ້າ

- ອີງຕາມກົດໝາຍການລ້ຽງສັດ ແລະ ການສັດຕະວະແພດ (ສະບັບປັບປຸງ) ສະບັບເລກທີ 08/ສພຊ, ລົງວັນທີ 11 ພະຈິກ 2016 ພາກທີ V ມາດຕາ 70.
- ອີງຕາມດໍາລັດຂອງລັດຖະບານ ວ່າດ້ວຍການຄຸ້ມຄອງການເຄື່ອນຍ້າຍສັດ ແລະ ຜະລິດຕະພັນສິນຄ້າກ່ຽວກັບສັດ ສະບັບເລກທີ 230/ລບ, ລົງວັນທີ 04 ມິຖຸນາ 2014.
- ອີງຕາມຂໍ້ຕົກລົງຂອງລັດຖະມົນຕີກະຊວງກະສິກໍາ ແລະ ປ່າໄມ້ ສະບັບເລກທີ 2150/ກປ, ລົງວັນທີ 23 ຕຸລາ 2013 ວ່າດ້ວຍການຈັດຕັ້ງ ແລະ ການເຄື່ອນໄຫວ ຂອງໜ່ວຍງານລ້ຽງສັດ ແລະ ການປະມົງ ທີ່ຂຶ້ນກັບຫ້ອງການກະສິກໍາ ແລະ ປ່າໄມ້ ປະຈໍາເມືອງ.

検査日時
ໃນວັນທີ.....ເວລາ.....ໂມງ ຄະນະກວດກາປະກອບດ້ວຍ:

1. ຕໍາແໜ່ງ.....
2. ຕໍາແໜ່ງ.....
3. ຕໍາແໜ່ງ..... 検査官の名称・職位
4. ຕໍາແໜ່ງ.....

ໄດ້ລົງກວດກາທາງດ້ານວິຊາການ ກ່ຽວກັບການຂົນສົ່ງ ສັດ, ສັດນໍ້າ, ຜະລິດຕະພັນສິນຄ້າກ່ຽວກັບສັດ ແລະ ການປະມົງ ຂອງ ຟາມລ້ຽງສັດ ຟາມລ້ຽງສັດນໍ້າ ສາງເຢັນ ສາງອາຫານສັດ ແລະ ອື່ນໆໃຫ້ລະບຸ.....
.....) ຂອງບຸກຄົນ/ການຈັດຕັ້ງ/ຫຼືບໍລິສັດຊື່:..... ໂດຍມີທີ່ຕັ້ງຢູ່ວ່າ:.....
ເມືອງ:.....ແຂວງ:.....ເປີໂທລະສັບ:.....ຜ່ານການກວດກາສະຖານທີ່ເຖິງຈົບວ່າ:

1. ໃບທະບຽນຟາມ ມະນຸດສະໄໝ ກະສິກຳ ແລະ ປ່າໄມ້	<input type="checkbox"/> ມີ <input type="checkbox"/> ບໍ່ມີ <input type="checkbox"/> ມີ <input type="checkbox"/> ບໍ່ມີ	検査対象: <input type="checkbox"/> 畜産場 <input type="checkbox"/> 養殖場 <input type="checkbox"/> 冷蔵冷凍設備 <input type="checkbox"/> 飼料倉庫 <input type="checkbox"/> その他
2. ໃບຢັ້ງຢືນມາດຕະຖານຟາມ ມະນຸດສະໄໝ ກະສິກຳ ແລະ ປ່າໄມ້	<input type="checkbox"/> ມີ <input type="checkbox"/> ບໍ່ມີ	
3. ໃບທະບຽນສາງເຢັນ ລະບົບເຮັດຢາງ ແລະ ລະບົບເຮັດຢາງ	<input type="checkbox"/> ມີ <input type="checkbox"/> ບໍ່ມີ	
4. ໃບທະບຽນສາງອາຫານສັດ ກະສິກຳ ແລະ ປ່າໄມ້	<input type="checkbox"/> ມີ <input type="checkbox"/> ບໍ່ມີ	
5. ໃບທະບຽນຮ້ານຂາຍອາຫານສັດ ກະສິກຳ ແລະ ປ່າໄມ້	<input type="checkbox"/> ມີ <input type="checkbox"/> ບໍ່ມີ	
6. ການອະນາໄມຂ້າເຊື້ອຕາມລະບຽບວິຊາການ ກະສິກຳ ແລະ ປ່າໄມ້	<input type="checkbox"/> ປະຕິບັດ <input type="checkbox"/> ບໍ່ໄດ້ປະຕິບັດ <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	

ແບບຟິມ ຂອບ 2/Form IET 2

- 7. ມີການກະກຽມ ຄອກສັດ ໂດຍມີການປຸງແກ່ບ/ສິ່ງຮອງພື້ນ ມີຄວາມໜາປະມານ 10-15 ຊັງຕີແມັດ ແລະ ໄດ້ຫວ່ານປຸງຂາວຂ້າ ເຊື້ອ ຕາມອັດຕາສ່ວນທີ່ກຳນົດ ມີ ບໍ່ມີ ສູນຊີວະສາດຂອງສັດ
- 8. ມີການກະກຽມ ແລະ ຂ້າເຊື້ອ ໜອງ/ອ່າງ ສຳລັບນ້ຳເອົາສັດນ້ຳມາລ້ຽງໃໝ່ ຕາມຫຼັກວິຊາການ ມີ ບໍ່ມີ ສູນຊີວະສາດຂອງສັດ
- 9. ຄອກກັກກັນສັດ (ສຳລັບພໍ່-ແມ່ພັນ ຫຼື ສັດລ້ຽງນ້ຳເຂົ້າມາໃໝ່ກ່ອນນ້ຳເຂົ້າຝຸງ) ມີ ບໍ່ມີ ສູນຊີວະສາດຂອງສັດ
- 10. ອ່າງສຳລັບພັກສັດນ້ຳ ໃນເວລານ້ຳເຂົ້າມາລ້ຽງໃໝ່ ແລະ ແຍກສັດນ້ຳເຈັບປ່ວຍ ມີ ບໍ່ມີ ສູນຊີວະສາດຂອງສັດ
- 11. ຄອກສັດ ຫຼື ອ່າງ ເພື່ອແຍກສັດ ຫຼື ສັດນ້ຳເຈັບປ່ວຍ ສູນຊີວະສາດຂອງສັດ ມີ ບໍ່ມີ ສູນຊີວະສາດຂອງສັດ
- 12. ບໍລິເວນອ້ອມຮອບສະຖານທີ່ລ້ຽງສັດໄດ້ອະນາໄມທຳຄວາມສະອາດ ແລະ ປະຕູທາງເຂົ້າຟາມລ້ຽງສັດໄດ້ມີອ່າງນ້ຳຢາຂ້າເຊື້ອຕາມ ລະບຽບການ ສູນຊີວະສາດຂອງສັດ ປະຕິບັດ ບໍ່ໄດ້ປະຕິບັດ
 ສູນຊີວະສາດຂອງສັດ ບໍ່ສູນຊີວະສາດຂອງສັດ

ຄຳເຫັນທາງດ້ານວິຊາການຂອງຄະນະລົງກວດກາເຫັນ

ວ່າ:.....
.....
.....
.....
.....

ດັ່ງນັ້ນ, ຈຶ່ງເຮັດບົດບັນທຶກສະບັບນີ້ໄວ້ເພື່ອເປັນບ່ອນອີງ.

ໜ່ວຍງານລ້ຽງສັດ/ການປະມົງ ຂລປ


ເຈົ້າຂອງ.....

ຜູ້ບັນທຶກ

ໜ່ວຍງານລ້ຽງສັດ ແລະ ການປະມົງເມືອງ

(出所：ラオス農林省畜産漁業局)

ແບບພິມ ຂອບ 4/Form IET 4



ສາທາລະນະລັດ ປະຊາທິປະໄຕ ປະຊາຊົນລາວ
ສັນຕິພາບ ເອກະລາດ ປະຊາທິປະໄຕ ເອກະພາບ ວັດທະນາຖາວອນ

ກະຊວງກະສິກໍາ ແລະ ປ່າໄມ້
 ພະແນກກະສິກໍາ ແລະ ປ່າໄມ້ນະຄອນຫຼວງ/ແຂວງ.....
 ຂະແໜງລ້ຽງສັດ ແລະ ການປະມົງ ເລກທີ...../.....
 ທີ່....., ວັນທີ:.....

ໃບຢັ້ງຢືນການກວດກາເອກະສານ

ຮຽນ: ທ່ານ ຫົວໜ້າກົມລ້ຽງສັດ ແລະ ການປະມົງ, ກະຊວງກະສິກໍາ ແລະ ປ່າໄມ້.
 (ໂດຍຜ່ານພະແນກ ກະສິກໍາ ແລະ ປ່າໄມ້ນະຄອນຫຼວງ/ແຂວງ.....)

ເລື່ອງ: ການຢັ້ງຢືນການກວດກາເອກະສານ ກ່ຽວກັບການ: ນໍາເຂົ້າ ສົ່ງອອກ ຂົນສົ່ງຜ່ານ
 ນໍາເຂົ້າເພື່ອສົ່ງອອກ.

ຂະແໜງລ້ຽງສັດ ແລະ ການປະມົງ ຂໍຢັ້ງຢືນວ່າ ໄດ້ກວດກາເອກະສານ ດັ່ງລຸ່ມນີ້:

- 1) ສຳເນົາຂັດປະຈຳຕົວປະຊາຊົນ ຫຼື ຫຼັງສືເດີນທາງ /Copy of ID or Passport;
- 2) ສຳເນົາ ໃບທະບຽນວິສາຫະກິດ /Copy of Business License;
- 3) ໃບຢັ້ງຢືນສຸຂະພາບສັດ (ໃນມື້ນຳສົນຄ້າເຂົ້າຕົວຈິງ) /Animal Health Certificate;
- 4) ໃບຢັ້ງຢືນກຳມະພັນສັດ (ກໍລະນີທີ່ນຳມາເປັນແນວພັນ) /Pedigree Certificate in case for breeding
- 5) ໃບຢັ້ງຢືນສຸຂະພາບໄມຫຼືໃບຢັ້ງຢືນຄຸນະພາບ (ໃນມື້ນຳສົນຄ້າເຂົ້າຕົວຈິງ) /Sanitary Certificate or Quality Certificate;
- 6) ໃບຢັ້ງຢືນການກັກກັນ /Certificate of Quarantine station;
- 7) ໃບແຈ້ງລາຄາສິນຄ້າ ແລະ ໃບແຈ້ງລາຍການສິນຄ້າ /Invoice and Packing list;
- 8) ໃບແຈ້ງອະນຸຍາດ ຂອງປະເທດນຳເຂົ້າໃນກໍລະນີຂົນສົ່ງຜ່ານ /Import Notification in case of In Transit through Lao PDR;
- 9) ໃບຢັ້ງຢືນ CITES ຖ້າເປັນສັດນໍາ-ສັດປ່າຫວງຫ້າມ ຫຼື ຄວບຄຸມຂອງສາກົນ /CITES Certificate;
- 10) ໃບມອບສິດຈາກຜູ້ຂໍນຳເຂົ້າ (ຖ້າຫາກໃຫ້ຜູ້ອື່ນມາດຳເນີນການແທນ) /Power of Attorney in case of submitting document by a representative;
- 11) ໃບຢັ້ງຢືນມາດຕະຖານດ້ານເຕັກນິກກ່ຽວກັບຟາມ/ໂຮງຂ້າສັດ/ສະຖານທີ່ເກັບຮັກສາ/ບ່ອນຈຳໜ່າຍຕາມແຕ່ລະກໍລະນີ / Certificate for GAHP/GMP
- 12) ບົດລາຍງານການກວດກາຕົວຈິງຈາກອົງການຄຸ້ມຄອງທີ່ກ່ຽວຂ້ອງ ຂຶ້ນເມືອງ ຫຼື ແຂວງ ໃນກໍລະນີ ທີ່ມີການຮຽກຮ້ອງ/ Report onsite inspection of relevant local authority if required.

ຜ່ານການກວດກາເຫັນວ່າຖືກຕ້ອງ ແລະ ສະເໝີ ໃຫ້ກົມລ້ຽງສັດ ແລະ ການປະມົງ ພິຈາລະນາດ້ວຍ.
 ຮຽນມາດ້ວຍຄວາມນັບຖື

ຢັ້ງຢືນ

ຫົວໜ້າ ພະແນກກະສິກໍາ ແລະ ປ່າໄມ້ **ຂະແໜງລ້ຽງສັດ ແລະ ການປະມົງ**

(出所：ラオス農林省畜産漁業局)

第9章 森林製品の管理と輸出

ラオスは、国土の広い範囲を森林に覆われ、それら森林は古来より植物多様性の源泉かつ人々の生活の糧を得る場として機能してきた。しかし、昨今の木材利用や大規模プランテーション開発による伐採や焼き畑農業、産業地・インフラ開発などにより森林面積は縮小の一途を辿り、1960年には国土の70%であった面積は2002年には41.5%まで縮小した。以後、政府主導で森林面積の回復に向けたさまざまな試みが実践されているが、1960年の水準にはいまだ達していない。

ラオスの森林は国家保全林、保護林、生産林の三つに分類されている（2008年9月22日付「森林および木材事業の管理における森林管理、保護、調整の強化に関する首相令第17号」第2項）。国家保全林と保護林においては、タケノコ、シイタケ、ハーブなどの森林製品は、特定の地域での少数民族による自家消費の収穫以外は認められていない（同第3.1項、3.2項）。その他の森林は、農林省もしくは地方当局により生産林として認定される必要がある。生産林にて森林作物の生産活動を行う場合は、地方の農林局に年間生産計画を提出する必要がある（同第9項）。

森林製品のうち、木材の生産・販売・輸出については「ラオス投資ガイドブック2018」第4章を参照されたい。大規模な伐採や近隣諸国への違法な輸出の急増を背景に、未加工・半加工の木材製品の輸出は原則として禁じられている（2016年5月13日付「木材伐採・木材輸送・木材ビジネスの管理と監督の厳格化に関する首相令第15号」）。加工製品については、2018年1月3日付「輸出可能木製品リストの承認にかかる商工省決定第2号」に定められる木製品の輸出が認められている。

非木材森林製品（Non-Timber Forest Product: NTFP）の輸出については、未加工品の場合、国内で加工ができず、かつ2003年9月30日付「天然薬用資源に関する首相令第155号」の添付リストのグループ1・2に該当しない製品に限る（2016年11月3日付「木材および非木材森林製品の国内移動と輸出にかかる農林省告示第73号」第5項）。同リストは参考資料1を参照のこと。

輸出の際は、県・ビエンチャン都の農林局に輸出許可申請を行う。なお、輸出に際して森林製品の品種同定が必要な場合は、農林省国立農林農村開発研究センター（National Forestry, Agriculture, and Rural Development Research Institute: NAFRI）内、森林研究センター（Forestry Research Center: FSRC）にて品種同定と証明書の発行が可能である。

参考資料 1 ; 天然薬用資源リスト (植物のみ、グループ 1・2 に該当する品種のみ抜粋。)

No.	学名	使用部位
グループ 1 : 希少で絶滅が危惧されるもの		
1	<i>Boerhaavia repens</i> L.C36	根
2	<i>Aquilaria agallocha</i> Pierre	全部位
3	<i>Epodia lepta</i> (Spreng) Merr	全部位
4	<i>Dendrocalamus strictus</i> Nees	幹
5	<i>Pterocarpus macrocarpus</i> Kurz	樹皮
6	<i>Strychnos</i> sp	果実、芯
7	<i>Mahonia nepalensis</i> DC	根
8	<i>Caesalpinia sappan</i> Linn	核種
9	<i>Acanthopanax gracilistrylus</i> W. W. Smith	樹皮
10	<i>Anoectochilus formosus</i> Hayana	樹皮
グループ 2 : 国内消費および輸出産品として経済的に潜在価値があるもの		
1	<i>Croton</i> sp	全部位
2	<i>Canarium kerrii</i> CRAIB A	果実、樹脂
3	<i>Alyxia divaricata</i> PIT	根
4	<i>Diospyros mollis</i> Griff	果実
5	<i>Careya herbacea</i> Roxb	幹
6	<i>Cinnamomum zeylanicum</i> Nees	樹皮、葉
7	<i>Illicium verum</i> Hook. F	幹、花、果実
8	<i>Pterocarpus indicus</i> L	芯
9	<i>Terminalia nigrovenulosa</i> P	樹皮
10	<i>Clausena harmandiana</i> P	葉
11	<i>Litsea cubeba</i> (Lour.) Pers	幹、樹液
12	<i>Bauhinia</i> sp	房
13	<i>Piper retrofractum</i> Wall	果実、房
14	<i>Sargentodoxa cuneate</i> (Oliv) Rehd	根、房
15	<i>Ardisia silvestris</i> Pit	根、幹
16	<i>Croton robustus</i> Kurz	幹
17	<i>Dalbergia bariensis</i> P	房
18	<i>Stixis scandens</i> Lour	幹
19	<i>Mangifera</i> sp	樹皮

No.	学名	使用部位
20	Caesalpinia rhombifolia J.E	幹
21	Oldenlandia capitellata O. Kze	全部位
22	Limacia sp	根、樹皮
23	Celtis sp	房
24	Artocarpus lakoocha Roxb	核種
25	Celastrus paniculate Willd	根、房
26	Amomum ovoideum P	果実、根
27	Osbeckia chinensis L	根
28	Taxus sp	幹
29	Coscinium usitatum P	房

(出典：2003年9月30日付「天然薬用資源に関する首相令第155号」の添付リストより
 抜粋してジェトロが作成)

第10章 有機肥料の製造と輸入

ラオスでは、国の最上位開発計画である第8次社会経済開発計画（2016－2020）において、環境負荷が低く生産者と消費者にとって安全な「クリーン農業」の推進を重要施策の一つとして掲げている。クリーン農業の普及に寄与する有機肥料は、その製造および輸入において優遇施策が適用される。

有機肥料の製造は、2016年12月16日に施行された改正投資奨励法第9条において投資奨励セクターに指定されているクリーン農業事業に該当するため、法人税の一定期間の免税や土地のリースあるいはコンセッション費の一定期間の免除などの投資優遇を受けることができる。原則として投資総額が12億キープ（約1,550万円）以上、もしくはラオス人技術者を30人以上雇用、もしくはラオス人労働者を1年以上50人以上雇用する必要があるが、中小規模の事業で上記の条件を満たさない場合にも、本法や関係法の規定に従い奨励優遇を受けることができる。また、2018年6月20日付で施行された改正付加価値税法第12条において、肥料製造の原材料の輸入は付加価値税が非課税とされている。

有機肥料の輸入についても、同付加価値税法で非課税と定められている（第12条1.2）。輸入の際には事前に農林省農業局での製品登録が必要である。参考資料1の肥料登録申請書により登録申請を行う。製品登録料は12万5,000キープ、登録審査期間は15営業日である。申請に必要なその他の書類は以下のとおりである。

1. 輸入元国での製品登録証
2. 成分分析証明書（発行後6カ月以内のもの）
3. ラオスでの販売代理業者への販売委任状
4. 製品サンプル、製品ラベル、利用手引書および注意事項（ラベル・手引書等はラオス語での記載が必要。）
5. 原産国の輸出許可証
6. 農業ライセンスのコピー
7. 貿易業ライセンスのコピー
8. 身分証明書のコピー

現在、ビエンチャン都内で販売されている典型的な肥料は以下のようなものである。ラオス産肥料はすべて有機肥料であり、輸入品の原産国は主にタイである。販売している農業資材店によると、ラオス産肥料が安価で十分効果があるため輸入品は一般の農家には人気がないようである。

表1 ビエンチャン都内で販売されている肥料

製品名/生産者名			
	BIOFER	Dountaven Organic Fertilizer	Asia Organic Agriculture
化成/有機	有機	有機	有機
販売価格	3万5,000 キープ	4万 キープ	5万5,000 キープ
販売量	20 kg	12 kg	25 kg
単価	1,750 キープ/kg	3,333 キープ/kg	2,200 キープ/kg
原産国	ラオス	ラオス	ラオス
製品名/生産者名			
	SP Lucky Farm	Cow Brand MC	
化成/有機	有機	化成 (46-0-0)	化成 (15-15-15)
販売価格	3万5,000 キープ	17万5,000 キープ	26万 キープ
販売量	10 kg	50 kg	50 kg
単価	3,500 キープ/kg	3,500 キープ/kg	5,200 キープ/kg
原産国	ラオス	タイ	タイ

(出典：ジェトロ - ビエンチャン都内の農業資材店2カ所での訪問調査)



F1

ສາທາລະນະລັດ ປະຊາທິປະໄຕ ປະຊາຊົນລາວ
ສັນຕິພາບ ເອກະລາດ ປະຊາທິປະໄຕ ເອກະພາບ ວັດທະນະຖາວອນ



ຊື່ບໍລິສັດ

Name of Company/ Organization

ເລກທີNo...../.....

ວັນທີ(Date).....

ໃບຄໍາຮ້ອງ
Application form

ຮຽນ: ທ່ານຫົວໜ້າກົມປູກຝັງ
To: Director General of Department of Agriculture

ເລື່ອງ: ຂໍຈົດທະບຽນຝຸ່ນເພື່ອຮັບໃຊ້ການຜະລິດກະສິກໍາ
Subject: Application for fertilizer registration

ຂ້າພະເຈົ້າຊື່ (Mr/Ms) :,ອາຍຸ(Age):.....ປີ, ສັນຊາດ (Nationality):

ມາຈາກບໍລິສັດ (Company/Organization) :

ທີ່ຢູ່ບໍລິສັດ(Address):, ເມືອງ(District):.....ແຂວງ
(Province) :, ເບີໂທລະສັບ(Phone):....., ມືຖື(Mobile):.....

ແຟັກ(Fax):, ອີເມວ(E-mail) :

ລາຍລະອຽດ ກ່ຽວກັບ ຝຸ່ນທີ່ຂໍຈົດທະບຽນ (Details of Fertilizer for Registration)	
ສູດຝຸ່ນ (Type of formulation)	
ຊື່ທາງການຄ້າ(Trade name)	
ເຄື່ອງໝາຍການຄ້າ(Trademark)	
ຊະນິດຂອງຝຸ່ນ (ເມັດ/ຝຸ່ນ/ນໍ້າ) Formulation type (Granule/ powder or liquid)	
ສັກສະນະສີຂອງຝຸ່ນ(Appearance color)	
ຂະໜາດບັນຈຸກິໂລກຼາມ/ເປົາ(Size of packaging per bag)	
ຊະນິດທາດອາຫານສຳຮອງ (ຖ້າມີ) (Secondary macro nutrients if any)	
ພືດເປົ້າໝາຍທີ່ຈະນຳໃຊ້(Target crop to be use)	

ດັ່ງນັ້ນ, ຈຶ່ງຮຽນມາຍັງທ່ານເພື່ອພິຈາລະນາຕາມທາງຄວນດ້ວຍ.
Your kindness consideration would be very much appreciated.

ລາຍເຊັນຜູ້ຍື່ນຄໍາຮ້ອງ
(Signature of Applicant)

ຂໍ້ມູນກ່ຽວກັບຜູ້ຜະລິດ ແລະ ຜູ້ສະໜອງ

ຊື່ ແລະ ທີ່ຢູ່ຂອງ ບໍລິສັດທີ່ຜະລິດ (Address of manufacturer)	
ຊື່ ແລະ ທີ່ຢູ່ຂອງ ບໍລິສັດທີ່ສົ່ງອອກ (Address of Exported Company)	
ຊື່ ແລະ ທີ່ຢູ່ຂອງບໍລິສັດທີ່ນຳເຂົ້າມາ ສປປ ລາວ (Address of Imported Company)	
ຄາດຄະເນປະລິມານການນຳເຂົ້າ(ຕ/ປີ)	
ຈຳນວນຄັ້ງໃນການນຳເຂົ້າຕໍ່ປີ	
ຈຸດປະສົງຂອງການນຳເຂົ້າ (ມານຳໃຊ້ / ມາຈຳໜ່າຍ)	

ເອກະສານທີ່ຕ້ອງປະກອບມາພ້ອມໃນການຂໍຈົດທະບຽນຜຸ່ນຕ້ອງມີດັ່ງນີ້:
Requirement documents for fertilizer registration must be as follows:

1. ໃບທະບຽນຜະລິດຕະພັນຜຸ່ນຈາກປະເທດນຳເຂົ້າ.
 2. ໃບຢັ້ງຢືນຜົນການວິໄຈສ່ວນປະກອບທາດອາຫານຂອງຜຸ່ນທີ່ໄດ້ມາດຕະຖານສາກົນ, ບໍ່ໃຫ້ເກີນ 06 ເດືອນ.
 3. ໃບມອບສິດໃຫ້ມາຈົດທະບຽນແລະເປັນຕົວແທນຈຳໜ່າຍ.
 4. ຕົວຢ່າງສະຫຼາກຜຸ່ນ, ຮູບຜາບສະແດງການບັນຈຸ, ຄູ່ມືການນຳໃຊ້ແລະຂໍ້ຄວນລະວັງເປັນພາສາລາວ.
 5. ໃບອະນຸຍາດການສົ່ງອອກຈາກປະເທດນຳເຂົ້າ.
 6. ສຳເນົາໃບອະນຸຍາດດຳເນີນທຸລະກິດ ທາງດ້ານການກະສິກຳ.
 7. ສຳເນົາໃບອະນຸຍາດດຳເນີນທຸລະກິດ ທາງດ້ານການຄ້າ.
 8. ສຳເນົາບັດປະຈຳຕົວ(ບັດປະຊາຊົນຫຼືໜັງສືຜ່ານແດນ).
 9. ບໍລິສັດຕ້ອງໄດ້ຜ່ານແຜນການນຳເຂົ້າ , ການນຳໃຊ້ ແລະ ຍິ່ງຢືນນຳຂະແໜງປູກຝັງແຂວງ.
 10. ບໍລິສັດຕ້ອງໄດ້ເອົາຕົວຢ່າງໄປວິໄຈຫາຄຸນນະພາບຂອງຜຸ່ນທີ່ສູນບ້ອງກັນພຶດສາລາຄຳ.
- ~~11. ລາຍລະອຽດການຜະລິດ, ການດຳເນີນທຸລະກິດແລະໃບອະນຸຍາດສ້າງຕັ້ງໂຮງງານ(ຖ້າຜະລິດໃນສປປລາວ).~~
- ~~12. ຜົນການທົດສອບຈາກສະຖາບັນຄົ້ນຄວ້າກະສິກຳແລະປ່າໄມ້ແຫ່ງຊາດ(ສຳລັບຜຸ່ນ ທີ່ຜະລິດໃນ ສປ ລາວ).~~
- o Registration Certificate of Fertilizer Products from importing country.
 - o Certificate of nutrients Analysis of fertilizer should not exceed of 06 months.
 - o Authorization letter to be representative of distribution in Lao PDR.
 - o Samples of fertilizer, labeling, use manual and precautions should be in Laos language.
 - o Export permit from Origin Country.
 - o Copy of Agriculture business license from Agriculture and Forestry Sector.
 - o Copy of trade business license from trade sector.
 - o Copy of Individual (ID) Identification.
 - o Details of production, business operation and permission for establishment of company / Factory which is manufacture in Lao PDR.
 - o Result of field trial from National Agriculture and Forestry Research Institute (NAFRI) for Bio or organic Fertilizer which is produced in Lao PDR.

ໝາຍເຫດ: ເອກະສານລາຍລະອຽດກ່ຽວກັບຜະລິດຕະພັນ ເປັນພາສາຕ່າງປະເທດ ຕ້ອງແປເປັນພາສາລາວ ແລະ ຈຳກາຍິ່ງຢືນການແປ ໂດຍບໍລິສັດ ທີ່ໄດ້ຮັບອະນຸຍາດຈາກກະຊວງຖະແຫຼງຂ່າວແລະ ວັດທະນະທຳ ແລະ ໄດ້ຮັບການຂຶ້ນທະບຽນທຸລະກິດ ຈາກກະຊວງ ອຸດສາຫະກຳ ແລະ ການຄ້າ(ຍົກເວັ້ນພາສາໄທ ແລະ ພາສາອັງກິດ).

ຂ້າພະເຈົ້າຂໍຢັ້ງຢືນວ່າຂໍ້ມູນທີ່ປະກອບຂ້າງເທິງນີ້ຖືກຕ້ອງ ແລະເຫັນດີປະຕິບັດຕາມເງື່ອນໄຂໃນການສະເໜີຂໍຂຶ້ນທະບຽນ ຕາມລະບຽບການ ວ່າດ້ວຍການຄຸ້ມຄອງຜຸ່ນທຸກປະການ/I declare that information given above are corrected and agree to comply with Regulation on the control of Fertilizer

(出所：ラオス農林省農業局)

第11章 会計基準

(1) ラオスの会計基準と親会社の連結決算対応（概論）

2016年2月26日にラオスの新会計基準が公表され、公益企業（上場企業や金融機関等）は国際財務報告基準（以下「IFRS」）の適用が求められ、公益企業の要件に当てはまらない非公益企業は、会社の規模に応じて、IFRSをベースとした新会計基準の適用が求められるようになった。公益企業の新会計基準適用スケジュールは、以下のとおりである。



2019年3月時点で、非公益企業への適用スケジュールは公表されていないが、ラオスの会計人材の数、知識、能力の向上を見極めながら、ラオス所轄官庁が決めていくことになる。

(2) 日系在ラオス子会社の連結決算対応

ラオスでの新会計基準の適用までは、しばらくの時間の余裕があるが、親会社の連結決算を考えると、日本の会計基準に準拠した対応が必要となる。日本の会計基準では、実務対応報告18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱」（以下「実務対応報告18号」）が有価証券報告書を作成する上場会社を対象に適用される。実務対応報告18号では、連結子会社および関連会社については、親会社と同じ会計処理（日本会計基準）を採用することを原則としつつ、「当面の取り扱い」として一定の項目の修正を前提に、IFRSもしくは米国会計基準に準拠して作成された海外子会社の財務諸表を、連結決算に利用できるという取り扱いになっている。

日本会計基準とIFRSの大きな差異と認識され、連結決算において修正が必要とされる項目は、「のれんの償却方法」等の5項目（2018年9月14日改定）があるが、ラオスの子会社の財務諸表への影響等を鑑み詳細は省くことになる。

(3) ラオス会計基準とIFRSの主な差異

現状のラオスの会計基準は、取得原価をベースに会計処理することが原則であり、時価会計を原則としているIFRSと幾つかの会計処理で相違がある。主要な差異は以下の項目であり、連結決算上、調整が必要となる。

会計基準書	基準名
IAS 第 8 号	会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬
IAS 第 12 号	法人所得税
IAS 第 36 号	資産の減損
IFRS 第 9 号	金融商品

会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬

現金主義で会計処理している会社は、発生主義に変更する必要がある。期末決算手続において、未払費用計上の網羅性を検証する内部統制の構築が必要である。

法人所得税

税効果会計を適用する必要がある。税効果会計とは、会計上の資産または負債の額と税務上の資産または負債の額に差異がある場合、法人税等の額を適切に期間配分することにより、税引前当期純利益と法人税費用を合理的に対応させるための会計処理をいう。

資産の減損

資産の収益性が低下して投資額の回収が見込めなくなった場合、当該資産の帳簿価額にその価値の下落を反映させる必要がある。収益性が低いもしくは赤字の事業等がある場合、将来、その資産から帳簿価額以上のキャッシュフローを生み出すことが可能かについて検討が必要となる。

金融商品

デリバティブ取引とは、為替予約、通貨スワップ、金利スワップ等の取引をいい、これらのデリバティブ取引を行っている場合には、これらのデリバティブを決算日の公正価値（時価）で評価して貸借対照表に計上することが求められる。また、ヘッジ会計とは、為替予約など特定のリスクをヘッジする目的で行っているデリバティブ取引について、そのリスクヘッジ効果を財務諸表に反映させる特殊な会計処理をいう。

その他の留意事項

日本で議論されている将来の IFRS とのコンバージョンを踏まえ、在ラオス日系企業において留意が必要な事項は、以下のとおりである。

(1) 親子会社間の会計処理の統一

棚卸資産の評価方法や有形固定資産の減価償却方法等について、親会社と会計処理が異なるケースが散見される。特に後者については、耐用年数の設定や残存価額の設定を含め、大きな影響が想定されるため、慎重な検討が必要となる。

(2) 決算期の統一

在ラオス日系企業は、12月末を決算日としているケースが多く、12月末時点のラオス子会社の財務諸表を3月決算の親会社の連結決算手続きに利用しているケースが多いと考えられるが、ラオス子会社の決算日を3月末に変更して決算期を統一する場合、4月中旬の旧正月休暇を考慮した決算スケジュール（外部監査含む）を検討する必要がある。

第12章 税効果会計

前章に記載のとおり、日本会計基準上、連結決算で利用する子会社および関連会社の財務諸表は、日本基準、IFRS、米国会計基準のいずれかの会計基準で作成することが求められている。在ラオス日系企業は、親会社の連結目的の財務報告書（いわゆる連結パッケージ）の作成にあたり、IFRS等（上述の三つの会計基準のいずれか）とラオス会計基準の差異を調整する必要がある。

この章では、IFRSとラオス会計基準の主要な差異であり、適用に際して経理スタッフの教育等が必要と思われる税効果会計について説明する。

(1) 在ラオス企業の主な差異項目

税効果会計とは、企業会計上の利益に見合った税金費用が計上されるように、企業会計と税務会計の認識時期の違いを調整し、税金費用を適切に期間配分する会計処理をいう。企業会計と税務会計の差異で、将来解消されるものを「一時差異」といい、永久に解消されないものを「永久差異」という。将来税金費用を減らす一時差異は繰延税金資産、将来税金費用を増やす一時差異は繰延税金負債として計上し、差異が解消されない永久差異は、繰延税金資産や繰延税金負債として認識しない。税効果会計の適用にあたり、まずは一時差異と永久差異を特定する必要がある。在ラオス企業の主な差異項目は、下表のとおりである。

区分	損金不算入項目	一時差異/永久差異
見積費用	引当金	一時差異 (将来減算一時差異)
	資産の評価損	
	未実現の為替差損	
事業に関連しない費用	事業運営に直接関連しない費用	永久差異
	個人的な支出	
	法人の資産と認められない資産の減価償却費	
	使途不明金	
損金算入限度額が設定されている費用	交際費（売り上げの0.4%を超える部分）	永久差異
	寄付金（売り上げの0.3%を超える部分）	
	旅費交通費（売り上げの0.6%を超える部分）	
	広告費（売り上げの0.5%を超える部分）	
その他	法人税・VAT・すべての種類の罰金	永久差異
	税法上の限度額を超える減価償却費	

(2) 繰越欠損金の税効果会計上の取り扱い

税務上の繰越欠損金は、一時差異とは性質が違うものの、将来の税金費用を削減する効果があるため、税効果会計上、一時差異（将来減算一時差異）と準ずる取り扱いがされる。ただし、繰延税金資産の計上にあたっては、繰越欠損金が将来の課税所得と相殺され、税金費用の削減効果が十分に見込めるかどうかについて、検討する必要がある。なお、ラオスの税制上、繰越欠損金の使用が認められるためには、以下の二つの条件を満たす必要がある。

- ① その損失が政府の監査機関または監査法人の監査を受けたものであること。
- ② その損失が税務当局により承認されていること。

上記を満たした場合、3年間その損失を繰り越し、翌期以降の課税所得から控除することができる。なお、ラオスで税効果会計を適用する場合の留意点として、以下が考えられる。

“税効果会計が根付いていないため、十分な知識を持った経理人員が育っていない。税効果会計の適用にあたっては、経理スタッフの教育とともに、会計監査人と十分に相談したうえで進める必要がある。”

税務申告が税務当局に認められるまで相当程度の期間を要することがあり、親会社の決算期日までに確定しない場合、決算日時点では、繰越欠損金の額は見積りにならざるを得ない。繰延税金資産の計上にあたっては、資産性を慎重に検討する必要がある。

第13章 税制体系

ラオスの税制は、2015年12月15日に公布された改正税法が基礎となっているが、2018年6月20日付で国民議会からVATの改正法（The Law on Value-Added Tax (Revised Version) No. 48/NA）が公布され、2018年12月4日から発効している。

(1) ラオスの税制体系

ラオスの税制は、以下の税目から構成されており、相続税や贈与税に該当する税目はない（2019年3月時点）。

税目	税率	概要
法人税（Profit Tax）	原則 24%	法人の所得に対して課される税金（納税者の申告により納付）
所得税（Income Tax）	累進税率 （最高 24%）	個人の所得および法人の一定の所得に対して課される税金（源泉徴収の方法で納付）
付加価値税 （Value Added Tax “VAT”）	10%	ラオス国内での資産の販売やサービスの提供に対して課される税金（事業者が消費者から VAT を徴収して納付）
関税（Custom Duty）	5～40%	物品の輸入および特定の物品の輸出に対して課される税金
物品税（Excise Tax）	5～90%	特定の物品およびサービスに対して課される税金
印紙税（Stamp Duty）	契約の種類により異なる	契約文書に課される税金
環境税 （Environmental Tax）	3～10%	石油・ガス事業および環境汚染に関連する事業の売り上げに対して課される税金
土地税（Land Tax）	土地の所在地・用途などにより異なる	土地の所有者に対して課される税金

(2) ラオスとの租税条約締結国

2019年3月時点でラオスと租税条約を締結している国は、①中国、②韓国、③ロシア、④タイ、⑤ベトナム、⑥北朝鮮、⑦ブルネイ、⑧クウェート、⑨マレーシア、⑩ミャンマー、⑪シンガポール、⑫ルクセンブルクの12カ国で、日本とは租税条約の締結はない。

(3) 電子申告制度

2018年10月22日付で財務省から公布された通達（Notification on Using New Tax Control System, No. 2865/MOF）により、ラオスで登記されたすべての法人に対して納税者番号（Tax ID）が付与されることとなった。

(a) 新規設立法人

2018年10月15日以降、納税者番号が事業ライセンスとともに Tax RIS システムを通じて法人登記局から発行される。

(b) 既存の法人

2018年10月15日より前に事業ライセンスを取得した法人は、税務署もしくはウェブサイト(taxsrivices.mof.gov.la)を通じて納税者番号を取得しなければならない。

また、2018年11月5日以降、税務申告・納税をオンライン（taxsrivices.mof.gov.la）で行えるようになった。

第14章 法人税

ラオスの法人税は、**Profit Tax** と定義され、法人の所得に対して課される。法人の所得に対して課される税金は、この **Profit Tax** のみで、日本の住民税や事業税（地方税）に相当する税金はない。

(1) 納税義務者

ラオスの法律に基づき設立された法人、およびラオスに登記された外国法人の支店、ならびに駐在員事務所は、その事業年度（原則として1月1日～12月31日）の課税所得について、法人税の申告および納付が求められる。なお、営業活動を行わない駐在員事務所については、法人税の納税は発生しないが、法人税の申告を行う義務を有する。

(2) 法人税の計算方法

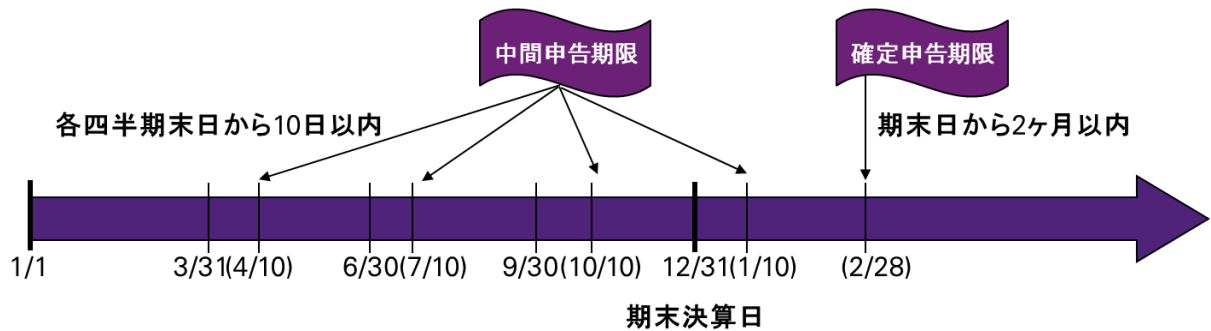
その法人の会計上の利益に一定の税務調整を行って課税所得を算出し、その課税所得に以下の税率を乗じて計算する。なお、年間売り上げが4億キープ以下で VAT の登録事業者でない法人は、**Lump-sum Tax** として売上金額をベースに法人税を計算することも認められている。

区分	税率
ラオスの証券市場に上場している法人	19%
たばこ関連事業を営む法人	26%
上記以外の法人	24%

上記のほか、投資奨励法や経済特区の優遇措置によって、法人税が免除されたり、軽減されたりするケースがある。

(3) 申告・納税方法

法人税の申告には、四半期ごと（年4回）の中間申告と年度末の確定申告（1回）があり、年間で計5回申告・納付を行うことになる。中間申告は、①前年度の法人税の納付額、②各四半期の実際の利益、③当年度の法人税の納付見込額のいずれかをもとに計算することとされ、以下のスケジュールで申告・納税を行うこととされている。



また、確定申告は期末日から2カ月以内に、年間の課税所得をもとに申告・納付することが要求される。各四半期の中間納付額は、法人税の前払いとして取り扱われるため、確定申告により計算した法人税の年税額が中間納付額の合計を超える場合には、その差額を納付する。一方、中間納付額の合計が法人税の年税額を超える場合には、その超える部分の金額は、翌期の法人税と相殺することができる。この過払い分の法人税の還付を申請することはできない。

(4) 課税所得の算出方法

法人税の課税所得は、会計上の利益に一定の税務調整を行って算出する。法人税の計算上、費用（損金）として認められない主な項目は、以下のとおりである。

区分	損金不算入項目
見積費用	引当金の計上費用
	資産の評価損
	未実現の為替差損
事業に関連しない費用	事業運営に直接関連しない費用
	個人的な支出にかかる費用
	法人の資産と認められない資産の減価償却費
	請求書や領収書がない費用（使途不明金）
損金算入に限度が必要な費用	交際費（売り上げの0.4%を超える部分の金額）
	寄付金（売り上げの0.3%を超える部分の金額）
	旅費交通費（売り上げの0.6%を超える部分の金額）
	広告費（売り上げの0.5%を超える部分の金額）
その他	法人税・VAT・すべての種類の罰金
	税法上の限度額を超える減価償却費

固定資産の減価償却費については、以下の資産の種類ごとに定められた耐用年数に基づき、原則として定額法により計算した金額を損金に算入できる。なお、耐用年数が決定できない無形資産の減価償却費は、損金算入が認められない。

固定資産の種類	耐用年数	償却率（定額法）
耐用年数が 20 年以内の工業用施設	20 年	5%
耐用年数が 21 年以上の工業用施設	-	2%
工業用、農業用、手工業用、建設用の機器、運搬具	5 年	20%
陸上・水上輸送車両	5 年	20%
業務用の機材、工具、事務用品、備品	5 年	20%
創立費、開業費	2 年	50%
業務用のソフトウェア、ハードウェア	2 年	50%

(5) 繰越欠損金

その期の課税所得がマイナス（損失）となった場合、以下の二つの条件を満たす場合には、最大 3 年間その損失を繰り越し、翌期以降の課税所得から控除することができる。

- ① その損失が政府の監査機関または監査法人の監査を受けたものであること。
- ② その損失が税務当局により承認されていること。

(6) その他

ラオスの法人税の規定には、日本の法人税法に定める以下のような制度は存在しない。

- 連結納税制度
- 移転価格税制（移転価格文書の作成・保存義務）
- 過小資本税制
- タックスヘイブン税制
- 恒久的施設（Permanent Establishment “PE”）に関する概念

Q&A ラオス法人株式の売却

(質問) 日本法人が出資先のラオス法人の株式をほかのラオス法人に売却した場合、ラオスで課税が生じるか。

(回答) ラオス法人の株式の売却は、ラオスに源泉がある所得と考えられ、ラオスの税法上、非居住者がラオス法人の株式を売却して利益を得た場合には、その利益（キャピタルゲイン）に対して10%の所得税が課される（第46条(2)、第48条(2)）。この場合、買い手となるラオス法人は、その売買代金を日本法人に支払う際に、その日本法人が得たキャピタルゲイン相当額の10%を源泉徴収し、その支払日から10日以内にラオスの税務署へ納付する必要がある（第53条）。なお、日本法人が得たキャピタルゲインの金額（売却価格-取得原価）を客観的に示す証憑を提示できなかった場合には、キャピタルゲイン相当額の10%に代えて、売買代金の2%を源泉徴収することとされる（第48条）。

売り手となる非居住者がラオスと租税条約を締結する国の居住者である場合には、租税条約の定めによりラオスでの課税が免除されるケースもあるが、売り手が日本法人である場合、日本とラオスとの間には租税条約がないため、上記のラオスの税法に従って、ラオスで課税されることになる。

第15章 個人所得税

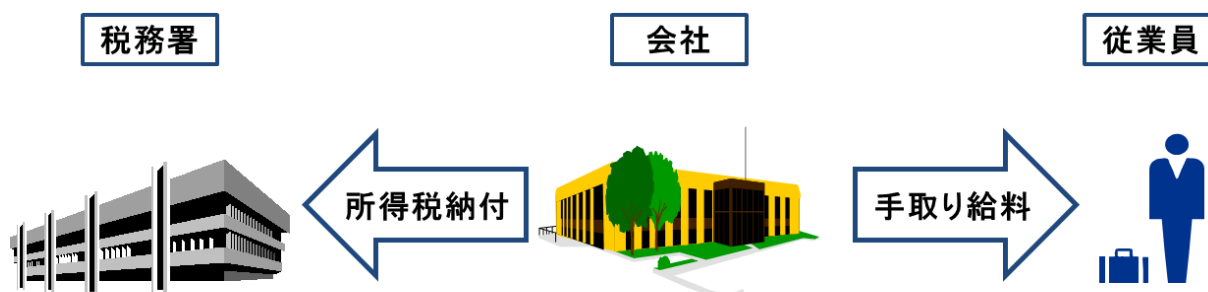
ラオスの個人所得税は、Income Tax と定義され、個人の所得に対して課される。ラオスには個人の確定申告制度はなく、源泉徴収の方法によって個人所得税を納めることになる。

(1) 納税義務者

ラオスの税法上、居住者の定義はなく、ラオス国籍者、およびラオス国内で就労する外国人は全世界所得をもとにラオスで納税することが要求される。

(2) 給与所得

給与所得には、給料、賃金、賞与、各種手当、役員報酬、その他の経済的利益が含まれる。外貨建てで支払われた給与等は、その支給日の為替レートを用いてキープに換算して計算することになる。給与所得に対しては、雇用者が給与等の支給時に以下の税率（累進税率）で源泉徴収をし、翌月 15 日までに税務署に納付する。



給与所得の額	税率
1,000,000 キープ以下	0%
1,000,001 ~ 3,000,000 キープ	5%
3,000,001 ~ 6,000,000 キープ	10%
6,000,001 ~ 12,000,000 キープ	12%
12,000,001 ~ 24,000,000 キープ	15%
24,000,001 ~ 40,000,000 キープ	20%
40,000,001 以上	24%

(3) その他の所得

給与所得以外の以下の所得に対しては、支払者がその所得を支払う際に、以下に掲げる税率で源泉徴収をし、翌月 15 日までに税務署に納付することになる。これは、所得の受領者が個人に限らず、法人の場合も同様である（個人の場合は源泉徴収により課税関係が終了、法人の場合は法人税の前払いとして取り扱われる）。

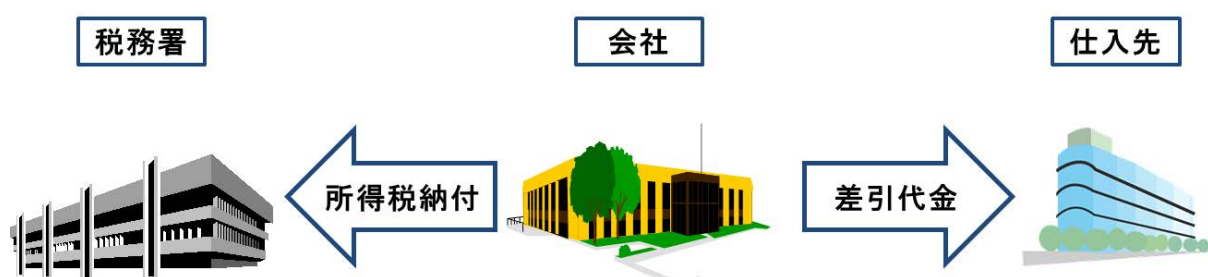
所得の種類	税率
資産（不動産を含む）の賃貸料	10%
配当、借入金の利子、保証料	10%
株式の譲渡所得	10% ※1
一定の公益団体からの収入	10%
賞金、宝くじの当選金で 500 万キープ以上のもの	5%
特許権、著作権、商標権等の使用料	5%
不動産および借地権の譲渡所得	5% ※2

※1 譲渡所得の算定にあたり、その原価（取得価額）を証明できない場合には、売却価格の 2%

※2 契約書や証憑がない場合には、売却価格の 2%

第16章 源泉税

源泉税とは、源泉徴収の対象となる税金をいい、源泉徴収制度は、個人所得税の対象となる給与・その他一定の所得、法人税の対象となる一定の所得について、法人がその所得を得る個人や法人に対して支払いを行う際に、一定の税率で源泉税を徴収し、その支払者である法人がその所得を得た個人や法人に代わって税務署に税金を納付するシステムである。その個人や法人に所得が発生した時点で税金を徴収できるため、政府にとって、より確実かつ安定的に税収を確保することを可能にするシステムである。



なお、法人から支払いを受ける際に源泉徴収された金額は、法人にとって、法人税の前払いと取り扱われる。個人の場合は、源泉徴収によって課税関係が終了する。

個人や法人に対して一定の所得を支払う法人は、源泉徴収義務を負うが、その義務を怠った場合には、本来徴収すべきであった税額に対して1日あたり0.1%（年36.5%）の延滞金（サーチャージ）が課される。

また、ラオスの税法上、非居住者がラオスで獲得した所得に対しては、ラオス法人がその非居住者に対して支払いを行う際に、その非居住者が獲得したとされる一定のみなし利益に対して源泉徴収をすることが要求される。この源泉徴収の対象には、物品の売買取引やサービス取引全般が含まれるため、非居住者がラオスで源泉徴収された税金（源泉税）について、その非居住者の居住地国で外国税額控除が認められなかった場合には、その非居住者のコストとなる。

その非居住者がラオスが租税条約を締結している国の居住者である場合、物品の売買取引や（ロイヤルティーに該当しない）サービス取引は、原則として租税条約上の「事業所得」に該当するため、ラオス法人側で源泉徴収は要しないことになるが、日本はまだラオスと租税条約を締結していないため、日本法人はラオス法人との取引についてラオスで源泉税が課されることになる。

(1) 非居住者への支払にかかる源泉税

ラオス法人が非居住者に支払いを行う場合、その非居住者の所得の区分に従って、それぞれのみなし利益率に対する法人税相当額を源泉徴収し、翌月15日までに税務署に納付することが要求される。

所得区分	みなし利益率 (A)	源泉税率 ((A) x 24%)
1. 製造・販売による所得	3%	0.72%
2. 仕入れ・販売による所得	5%	1.2%
3. サービスによる所得 (以下の区分による)		
- 運輸・旅客	5%	1.2%
- 建設・修理	10%	2.4%
- 木材売買・鉱業など	5%,15%,20%	1.2%,1.92%,4.8%
- 娯楽サービス	25%	6%
- 法律・建築・エンジニアリング等 のコンサルティング	10%	2.4%
- 代理・仲介	20%	4.8%
- 土地開発・建物販売	20%	4.8%
- その他のサービス	10%	2.4%

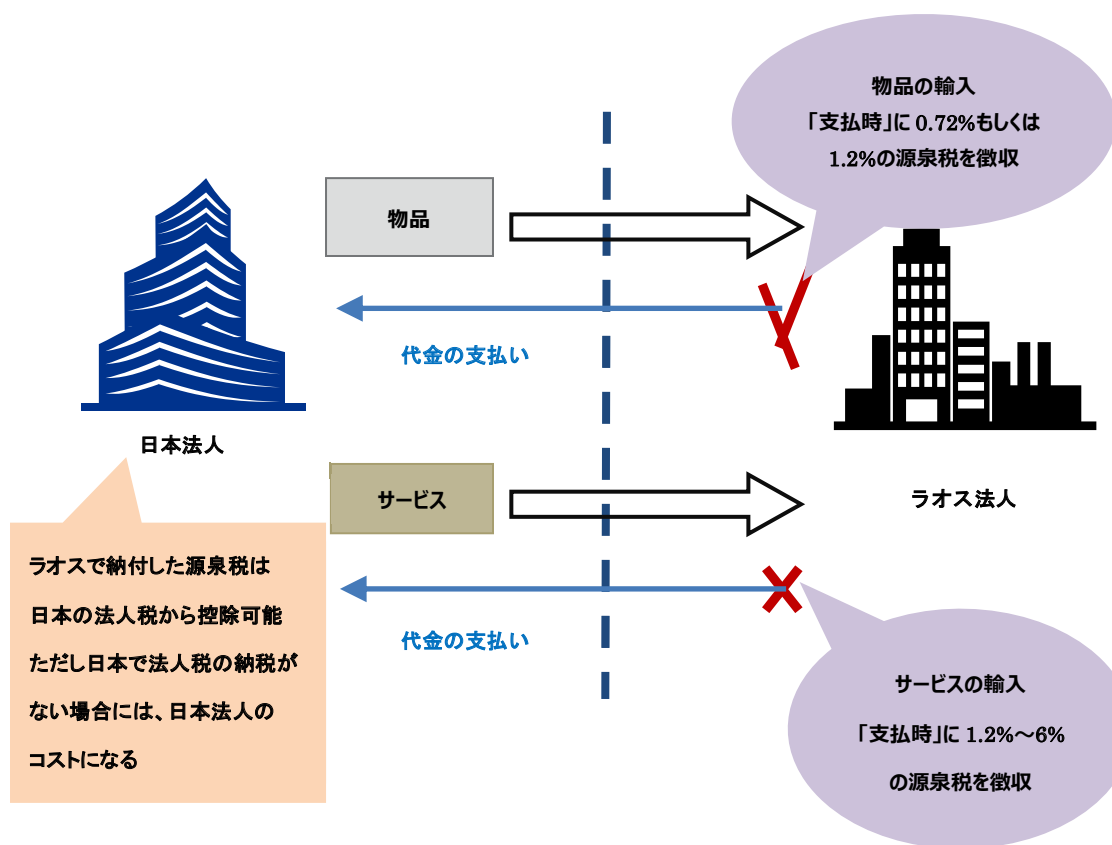
(2) 非居住者への支払にかかる源泉税（その他）

上記(1)のほか、ラオス法人が非居住者に以下の支払いを行う場合には、それぞれの区分に従った税率で源泉徴収し、翌月 15 日までに税務署に納付することが要求される。

所得の種類	税率
配当、出資者への分配金	10%
借入金の利子、保証料	10%
特許権、著作権、商標権等の使用料（ロイヤルティー）	5%

(3) 租税条約の非締結国との取引（例：日本法人）

ラオスと租税条約のない国の法人（例：日本法人）がラオス法人と取引を行う場合、ラオス法人から受ける支払いについて、ラオスの税法に基づいて源泉徴収がされることになる。この場合、以下のとおり、日本法人側で税コストが発生する可能性があるため、ラオス法人との取引には注意が必要となる。

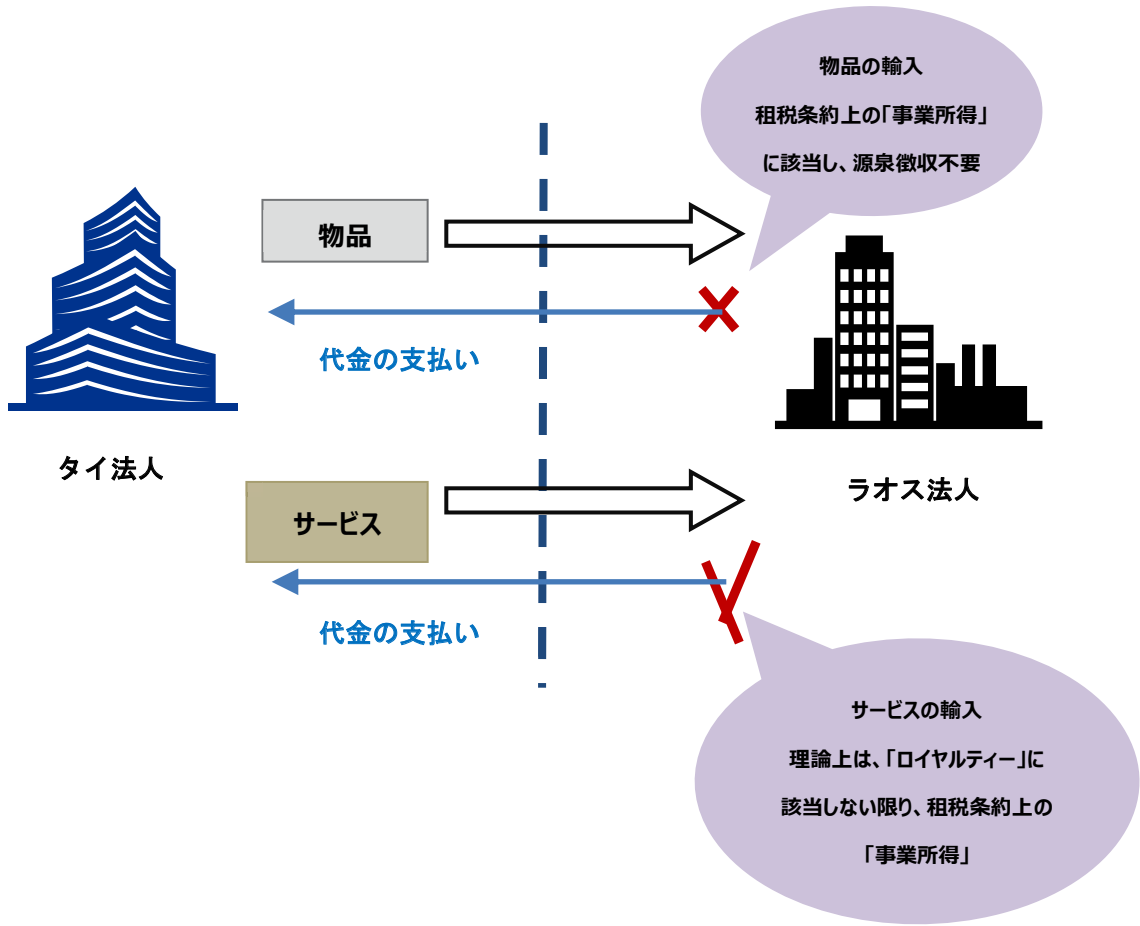


(4) 租税条約の締結国との取引 (例：タイ法人)

ラオスと租税条約を締結している国の法人 (例：タイ法人) がラオス法人と取引を行う場合、ラオス法人から受ける支払いのうち、一定のものについては、二国間の租税条約の定めによって、ラオスでの源泉徴収が免除されることになる。物品の売買取引や(ロイヤルティーに該当しない)サービス取引は、原則として租税条約上の「事業所得」に該当するため、その租税条約締結国の法人がラオスに支店等の恒久的施設を有しない限り、ラオスでの源泉税が免除される。

ただし、実務上は、ラオス現地で作業が発生するような請負所得については、そのプロジェクトの期間やラオスでの滞在期間を問わず、その海外法人がラオスに恒久的施設を有するとみなされ、ラオス法人によって源泉徴収されることが一般的である。

従って、国際的に事業展開している企業は、ラオスとの租税条約の有無によって、どの国の子会社・関係会社を通じてラオス法人と取引すべきかを検討することが有用といえる。なお、2019年3月時点でラオスと租税条約を締結している国は、①中国、②韓国、③ロシア、④タイ、⑤ベトナム、⑥北朝鮮、⑦ブルネイ、⑧クウェート、⑨マレーシア、⑩ミャンマー、⑪シンガポール、⑫ルクセンブルクの12カ国となる。



第17章 付加価値税 (VAT)

ラオスでは2010年1月1日よりVATが導入されているが、2018年6月20日付で国民議会からVATの改正法 (The Law on Value-Added Tax (Revised Version) No. 48/NA) が公布され、2018年12月4日から発効している。

ラオスではタックスインボイス方式が採用されており、事業者がVATの納税義務者となるが、VATの負担者は物品やサービスの購入者である最終消費者となる (事業者が消費者からVATを徴収して納付)。

(1) VATの課税取引

VATの課税取引は、以下のとおり、10%の税率が適用される取引と0%の税率が適用される取引に区分される。

区分	取引内容
10%の税率が適用される 課税取引	ラオス国内での物品の販売
	ラオス国内でのサービスの提供
	ラオス国内への物品の輸入 ※
	ラオス国内で消費されるサービスの輸入
0%の税率が適用される 課税取引	物品の輸出
	ラオス国内で提供され、ラオス国外で消費されるサービス

※ 投資奨励法や経済特区の優遇制度により、VATが免除されるケースもある。

10%の税率が適用される課税取引と0%の税率が適用される課税取引のいずれも、その売り上げを獲得するために生じた仕入れVATは、売り上げVATから控除することが認められる。

(2) 非課税取引

ラオスの税法上、VATを課さないこととされる取引は、以下のとおりである。なお、これらの売り上げを獲得するために生じた仕入れVATは、売り上げVATから控除することが認められない。

(a) 以下に掲げる物品の輸入

1. 未加工の農産物または皮剥・製粉・燻製・精米加工を含むその簡易加工品
2. 作物種子、飼育用動物、動物用飼料、動物用飼料の原料、ワクチンおよびワクチン製造用の原料
3. 肥料製造用の原料、農産物加工品、無農薬肥料、肥料、環境・人体・動物に危険を及ぼさない殺虫剤
4. 農業用設備および機械装置

5. 輸出用製品の製造に使用される原材料、設備およびスペアパーツ
6. ラオス国内で調達できない、または製造されない設備、固定資産として定義される、また直接製造に使用される機械装置
7. 政府機関の研究・検査・科学的分析の目的で使用される化学物質、および政府から認定を受けた事業者の分析・検査の目的で使用される化学物質
8. 印紙および切手
9. 航空機、国内および国際航空輸送に使用される設備装置
10. 航空輸送を目的とした燃料およびオイル、航空輸送を行う航空機の関連部品
11. 大使館による公的使用のため、および国際的契約や条約等に従ってラオスで認定された国際的機関が輸入する物品
12. 学習用・教育用の教科書、学習用・教育用のコンピューター、プロジェクター等の現代的な装置、その他の指導用の現代的な教育装置で関連当局の認定を受けたもの
13. 紙幣の発行を保証するゴールド、ラオス中央銀行またはその権限を与えられた者が輸入する紙幣または硬貨
14. 人間および動物の体にとって代わる薬および人工臓器
15. 人体にとって代わる薬および人工臓器、血液、患者・障害者・高齢者のための装置
16. 病院で使用される装置、医療用装置、分析装置
17. 政府機関や公的組織が使用する消防車、救急車、修理車、TV放送車等を含む国防・公安用の車両
18. 国防・公安用の車両（事務的活動に使用されるものを除く）
19. 海外から帰任する学生・公務員・外交員やラオスに移住する外国人の所持品や贈答品
20. 政府が締結した契約や条約に定義されるプロジェクトに使用される物品

(b) 以下に掲げるラオス国内での物品の販売およびサービスの提供

1. 未加工の農産物または皮剥・製粉・燻製・精米加工を含むその簡易加工品の販売
2. 動物（その全体またはその一部で未加工もしくは簡易加工されたものを含む）の販売
3. 植林・栽培による供給品や果物の販売
4. 作物種子、飼育用動物、動物用飼料、動物用飼料の原料、ワクチンおよびワクチン製造用の原料の販売
5. 肥料製造用の原料、農産物加工品、無農薬肥料、肥料、環境・人体・動物に危険を及ぼさない殺虫剤の販売
6. 国際航空輸送に使われる航空機の部品の販売
7. 農業用設備および機械装置の販売
8. 輸出用製品の製造に使用される原材料、設備およびスペアパーツの販売
9. 印紙および切手の販売
10. 国際輸送（旅客および物品の輸送）サービス

11. 学習用・教育用の教科書、学習用・教育用のコンピューター、プロジェクター等の現代的な装置、その他の指導用の現代的な教育装置で関連当局の認定を受けたものの販売
12. 新聞・行政雑誌の販売、公的な政治番組のテレビ・ラジオ放送
13. 保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・職業訓練学校・大学等が行う教育サービス
14. ラオス中央銀行が認可した金融機関の預金利息・貸付利息
15. ラオス証券取引所への投資による所得、および証券取引所が提供するサービス
16. 健康保険・生命保険・動物保険料
17. 人間および動物への医療サービス
18. 人間および動物の体にとって代わる薬、および人工臓器の販売
19. 人体にとって代わる薬および人工臓器、血液、患者・障害者・高齢者のための装置の販売
20. 病院で使用される装置、医療用装置、分析装置の販売
21. 政府が締結した契約や条約に定義されるプロジェクトに使用される物品の販売やサービスの提供

(3) 納税義務者

以下の事業者は、ラオスの VAT の納税義務を負うこととされる。

- 年間売り上げが 4 億キープ以上の事業者 ※
- 物品・サービスの輸入者
- 非居住者でラオス国内でサービスの提供を行う者

※ 年間売り上げが 4 億キープ未満の事業者でも、任意で VAT の事業者登録を行い、VAT の納税義務者となることができる。

(4) 申告・納税方法

VAT の納税義務者は、タックスインボイスに記載された売り上げ VAT および仕入れ VAT の差額を、毎月翌月の 15 日までに VAT の申告とともに税務署に納付する必要がある。なお、仕入れ VAT が売り上げ VAT を超える場合には、その超える部分の仕入れ VAT を翌月以降に繰り越して翌月以降の売り上げ VAT と相殺するか、理論上はその超える部分の仕入れ VAT の還付を請求することもできる。

なお、ラオスで VAT の事業者登録をしていない非居住者でラオス国内でサービスの提供を行う者については、サービスの提供を受けたラオス法人がそのサービス代金の支払いをする際に、10% の VAT 相当額を源泉徴収し、翌月の 15 日までに税務署に納付することになる。

VAT は租税条約によって軽減・免除されるものではないため、非居住者がラオス法人に対して

ラオス国内で消費されるサービスを提供する場合、その源泉徴収された VAT 相当額はその非居住者のコストになる。

(5) タックスインボイス

ラオスの税法上、タックスインボイスはラオス政府公認の請求書/領収書を使用しなければならないこととされている。ただし、実務上は非公式の請求書/領収書が使用されるケースが多々あり、その非公式の請求書/領収書によって仕入れ VAT の控除が認められないといった事例が多く見受けられる。

仕入れ VAT はタックスインボイスに基づき、売り上げ VAT から控除することになるが、以下の事業活動に直接関連しない物品やサービスの仕入れ VAT については、売り上げ VAT から控除することが認められない。

- パーティーや贈答にかかる費用
- 事業に関連しない費用や私的関連費用
- 領収書のない費用や誤った領収書にかかる費用
- 旅行、会合、電話および広告に関連する費用
- 会社の固定資産として計上されていない固定資産にかかる費用
- 事業に関連しない電気、水道、ガス等の費用
- コンピューター、タブレット、ノート型パソコン、電話に関連する費用
- たばこ、アルコール、リフレッシュメントなどの個人趣向品の費用

(6) 実務上の留意点

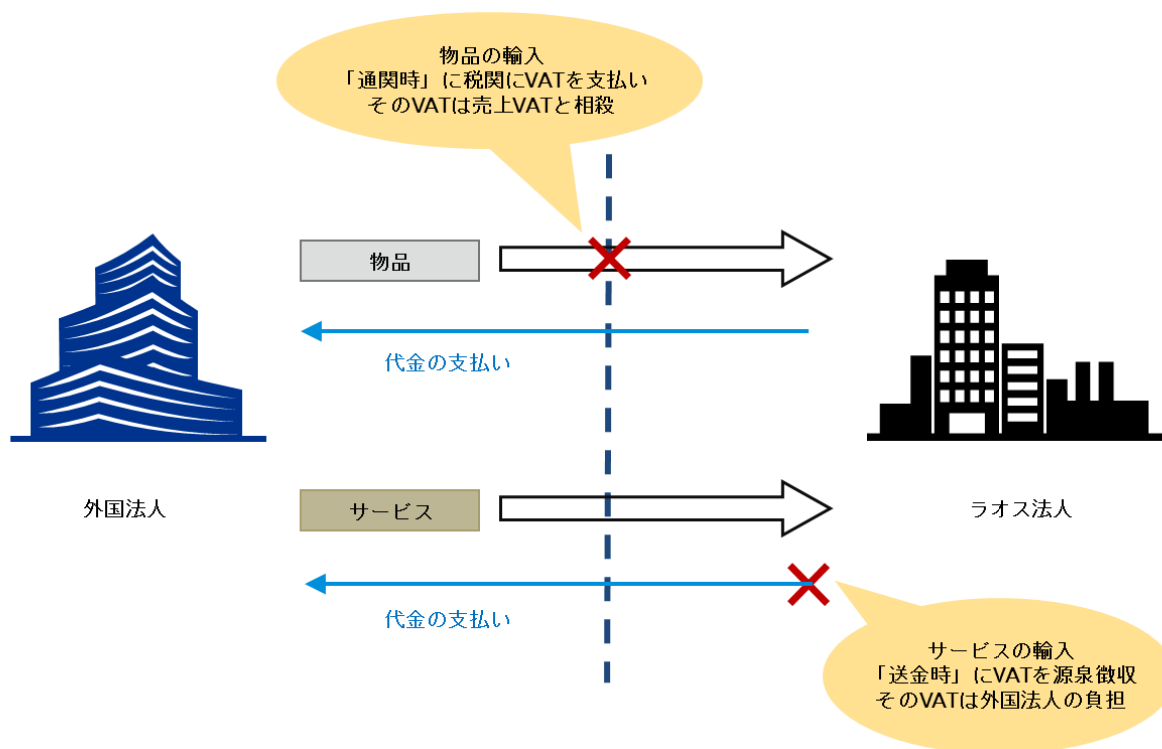
ラオスの実務においては、以下の点が留意点として挙げられる。

- ラオス国内の VAT の非登録事業者からサービスの提供を受ける場合、サービス代金の支払い時に VAT を源泉徴収しなければならないため、サービスの提供を受ける際に相手が VAT の登録事業者であるかどうかを確認しなければならない。
- 物品やサービス購入時に相手先から政府公認の請求書/領収書が発行されないことにより、仕入れ VAT の控除が認められず、追加のコストが発生する。
- 輸出主体の企業は、理論上は仕入れ VAT の還付請求ができるものとされているが、税務当局により還付が認められないケースが多く見受けられる。
- 非居住者がラオス法人に対してラオス国内で消費されるサービスを提供する場合、サービス代金の支払時にそのラオス法人によって VAT が源泉徴収されるため、その非居住者側でコストが発生する。

(7) 非居住者との取引

外国法人がラオス法人に物品を販売（輸出）する場合、ラオス法人が輸入通関時にその物品にかかる VAT を納付することになる。一方、外国法人がラオス法人にサービスを提供する場合、その外国法人がラオス国内でサービス提供をしたものとして、ラオス法人がその外国法人から VAT

を徴収し、その外国法人に代わって税務署に VAT を納付することになる。



(8) VAT に関する罰則

改正 VAT 法により、以下のとおり、VAT に関する罰則が整備された。

(a) VAT の登録事業者が VAT に関する法律に違反した場合には、以下の場合に応じて 罰則が適用される。

- 申告が遅延した場合、1 月あたり 50 万キープの罰金
- 申告が遅延した場合、納付税額に対して 1 日あたり 0.1% の延滞金
- 無申告の場合、1 月あたり 150 万キープの罰金
- 申告書に納税者番号の記載が漏れていた場合、1 回につき 10 万キープの罰金
- 税法に定める変更届を行わなかった場合には、1 回につき 300 万キープの罰金
- 正確な会計帳簿を保管していない場合には、会計法に基づく罰金
- VAT の請求漏れ、VAT の請求誤り、VAT の申告漏れ、VAT の過誤納付の場合、納付税額の 50% の罰金
- 会計書類を提出できなかった場合や税務当局の要求に応じなかった場合には、1 回の通知につき 100 万キープの罰金
- 税務調査に対する不協力や妨害行為に対しては、1 回につき 100 万キープの罰金
- VAT に関する犯罪の場合、刑事訴訟とともに損額賠償を求める。

(b) 税金の滞納者には、以下の措置が課される。

- 最初の督促通知について、未納税額の 30%の罰金
- 2回目の督促通知について、未納税額の 60%の罰金
- 3回目の督促通知について、未納税額の 100%の罰金
- 納税者は、その督促通知を受けた日から 15 日以内に税金を納付しなければならない。納税者がそれに従わなかった場合、税務当局は法人登記局と協力して、ビジネスライセンスの剥奪を検討することもある。

Q&A タイのフォワーダーへの支払い

(質問) ラオス法人 A 社は、タイのフォアワーダーを利用して輸出を行っている。通関はラオスの業者が行っており、請求書はタイのフォアワーダーとラオスの業者からそれぞれ発行される。タイのフォアワーダーからの請求書には、タイの 7%の VAT が請求されており、ラオスの業者からはラオスの 10%の VAT が請求される。タイのフォアワーダーとラオスの業者への支払いに際して、留意点はあるか。

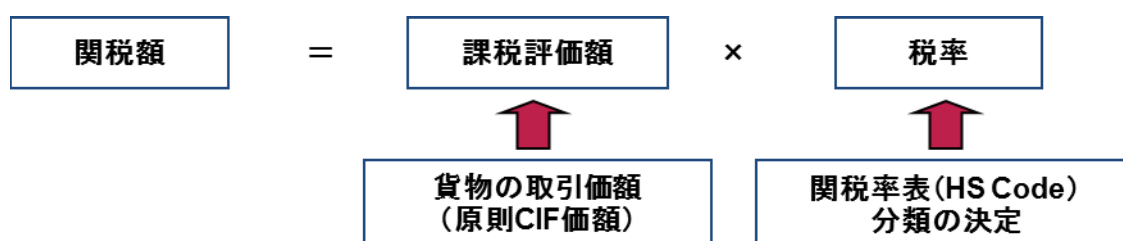
(回答) ラオス側の輸送・通関業務にかかる報酬をラオスの業者から直接請求されていて、タイの通関・輸送業務をタイの業者から直接請求されている場合は、ラオスの業者からラオスの 10%の VAT、タイの業者からタイの 7%の VAT がそれぞれ請求されることになる。この場合、タイの業者への支払いに際して 10%の VAT を源泉徴収し、翌月 15 日以内にラオス税務署に納付する必要がある点に留意が必要である（この場合、源泉徴収の対象となるのは、タイの VAT を除いた金額となる）。

第18章 関税

関税の対象は、ラオス国内に輸入される物品およびラオス国外に輸出される特定の物品で、HSコードの分類に従い、輸入品および特定の輸出品には、通関時に原則として5～40%（物品により5%、10%、15%、20%、30%、40%の6区分）の関税が課される。なお、投資奨励法や経済特区の優遇制度により、関税が軽減・免除されるケースがある。

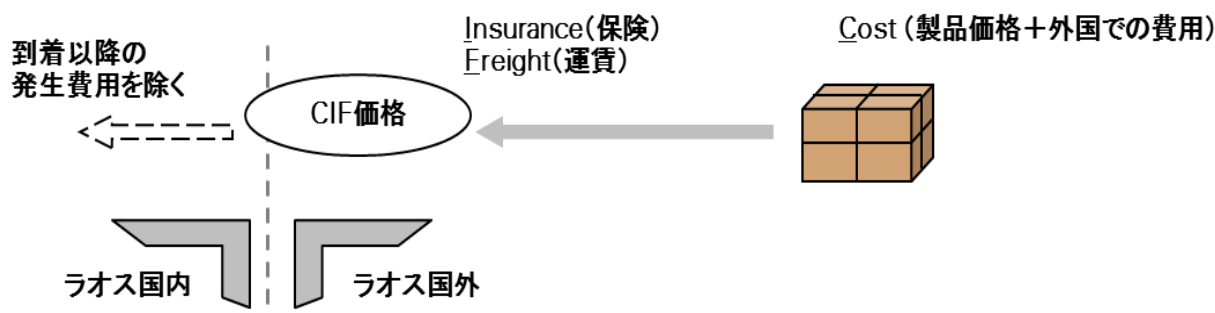
(1) 輸入関税の計算

輸入関税は、以下の算式によって計算される。



(2) 課税評価額

課税評価額は、輸入物品について買い手から売り手に対して実際に支払われた、もしくは支払われるべき価格（現実支払価格）で、ラオスの国境までの保険料や運賃を含む（CIF価格）ものとされる。



従って、取引価格に以下のような費用が含まれている場合は、課税評価額から控除することになる。

- 輸入申告日後の据え付け、組み立て、整備、技術指導に関する費用
- ラオス国内の運賃、保険料など

一方、取引価格に以下のような費用が含まれていない場合（別に請求がされている場合）は、取引価格にその費用を加算して課税評価額とする必要がある。

- 容器などの費用（輸入物品と一体をなすものとして取り扱われる容器の費用）
- 補助品の費用（輸入物品に組み込まれた材料、ソフトウェア、部品等の費用）
- 輸入物品の製造に使用された工具、治具、金型の費用

- 輸入物品を製造するための開発費、企画費、図面費、設計費など
- 輸入物品の輸入の条件として支払う手数料、リベート、ロイヤルティーなど

(3) 税率

輸入物品の HS コードおよび輸入関税率は、商工省輸出入局の以下のウェブサイトより検索が可能である。<http://www.laotradeportal.gov.la/index.php?r=site/index>

なお、特別な輸入関税率が適用される場合として、主に以下のものがある。

① ASEAN 共通効果特惠関税率の利用

ASEAN の自由貿易圏内の関税撤廃を目的に導入された制度で、以下のものが利用可能である。

Multilateral Free Trade Agreements	
1	ASEAN Trade in Goods Agreement (“ATIGA”)
2	ASEAN - CHINA
3	ASEAN - KOREA
4	ASEAN - JAPAN
5	ASEAN - INDIA
6	ASEAN - AUSTRALIA - NEW ZEALAND
7	ASEAN - HONG KONG

② 二国間自由貿易協定の利用

2015年3月に調印され、2016年2月に発効したラオスとベトナム間の改正貿易協定では、ラオスがベトナムから輸入する27品目、ベトナムがラオスから輸入する15品目について、上記の ATIGA 税率の 50%相当の関税率を適用し、その他の物品は関税率をゼロとすることで合意している。

(4) 関税および VAT に関するインセンティブ

2019年1月2日付で計画投資省・中央投資奨励管理委員会から交付された通達（Instruction on Custom and Value-Added Tax Incentives for Master List of the Company, No.01/CIPSC）によれば、2009年7月8日付の投資法（Law on Investment No.03/NA）または2016年11月17日付の改正投資奨励法（Law on Investment Promotion (Amended), No. 14/NA）に基づく奨励事業リストに掲げられた事業活動を営むラオス国内の法人に対して、以下の恩典を与えるとしている。

(a) 関税の減免

100%輸出される製品の製造に使用される原材料、装置、部品、機械設備の輸入に対して関税を減免。

(b) 関税および VAT の免除

以下の輸入品に対して関税および VAT が免除されている。

- ラオス国内で製造できない、またはラオス国内では建設の要求基準を満たせないことから輸入される建設資材および装置
- ラオス国内で製造できない、またはラオス国内では製造の要求基準を満たせないことから輸入される原材料、装置、部品、機械設備
- 製造に直接使用するために輸入される機械設備
- 観光もしくは輸送目的で輸入される新品のバス

(c) 適用要件

上記(a), (b)の恩典を受けるためには、以下の要件を満たす必要がある。

- ラオス国内の法人であること。
- その法人が営む事業活動が投資奨励法の奨励事業リストに掲げられたものであること。
- 登録資本金が 12 億 キープ以上であること、または 30 人以上のラオス国籍の技術者を雇用していること、もしくは 1 年以上の雇用契約を 50 人超のラオス国籍従業員と締結していること。
- 常時事業活動を行っていること。
- ラオスの法律に基づき、関税や税金を納付し、年間の納税証明を得ていること。

第19章 物品税

物品税は、特定の物品および特定のサービスに対して課される税金である。物品税の対象となる物品を輸入する場合には、輸入通関時に物品税を納付することになる。2019年3月時点の物品税の対象およびその税率は、以下のとおりである。なお、現在物品税は税法から独立した物品税法の草案が起草されており、2019年中に国会に提出される見通しである。

(1) 特定の物品にかかる物品税

	物品名	税率	
		2019年	2020年以降
1	燃料		
	ガソリン（ハイオク）	39%	
	ガソリン（レギュラー）	34%	
	ディーゼル	24%	
	航空機燃料	14%	
	エンジンオイル (潤滑油、油圧作動油、グリース、ブレーキオイル)	9%	
2	圧縮天然ガス	10%	
3	リキュール・アルコール飲料		
	アルコール分 20 度以上のリキュールまたは アルコール飲料	50%	70%
	アルコール分 20 度未満のリキュール、ワイン、 その他のアルコール飲料	45%	60%
4	ビール	50%	
5	市販飲料		
	飲料水、炭酸水、ミネラルウォーター、 ジュースなど	5%	
	エナジードリンク	10%	
6	たばこ		
	葉巻	45%	60%
	箱たばこ	45%	60%
	刻みたばこ	25%	35%
	その他のたばこ	45%	60%
7	クリスタル・クリスタル装飾品	20%	
8	100万キープ以上のカーペット	15%	
9	1,000万キープ以上の家具	15%	
10	香水・化粧品	20%	
11	遊戯カード・ギャンブル品	90%	

12	花火・クラッカー	80%
13	二輪車	
	(ア) バイク (化石燃料使用)	
	排気量：110 cc 以下	20%
	排気量：111 ～ 150 cc	30%
	排気量：151 ～ 250 cc	40%
	排気量：251 ～ 500 cc	60%
	排気量：501 cc 以上	80%
	(イ) バイク (クリーンエネルギー使用)	5%
	(ウ) バイク装飾品、バイク部品	5%
14	四輪車	
	1. 小型車 (化石燃料使用) ：セダン、ジープ、バン、ピックアップ車	
	排気量：1,000 cc 以下	25%
	排気量：1,001～1,600 cc	30%
	排気量：1,601～2,000 cc	35%
	排気量：2,001～2,500 cc	40%
	排気量：2,501～3,000 cc	45%
	排気量：3,001～4,000 cc	70%
	排気量：4,001～5,000 cc	80%
	排気量：5,001 cc 以上	90%
	② 小型車 (クリーンエネルギー使用) ：セダン、ジープ、バン、ピックアップ車	10%
	③ 2ドア小型車 (ピックアップの長さが前輪から後輪までの長さの50%以上のもの)	
	化石燃料使用	10%
	クリーンエネルギー使用	5%
	④ 中型車	
	化石燃料使用	8%
	クリーンエネルギー使用	5%
	⑤ 大型車	
	化石燃料使用	5%
	クリーンエネルギー使用	3%
	⑥ 車両装飾品、スペアパーツ	5%
15	装飾アクセサリ	20%
16	スピードボート・ヨット (これらのスペアパーツ・装飾品を含む)	20%

17	TVの受信機・音響またはビデオのプレイヤー またはレコーダー・カメラ・電話・楽器 (これらのスペアパーツ・装飾品を含む)	20%
18	家電製品 (エアコン・洗濯機・掃除機など)	20%
19	ビリヤード台・ボーリング機器など	30%
20	ゲーム機器	35%

(2) 特定のサービスにかかる物品税

	物品名	税率	
		2019年	2020年以降
1	ナイトクラブ・ディスコ・カラオケ料金	20%	35%
2	ボーリング料金	10%	
3	美容サービス料金	10%	
4	携帯電話・デジタルまたはケーブルTV・インターネット料金	10%	
5	ゴルフ料金	10%	
6	宝くじ料金	25%	
7	カジノ料金	35%	

第20章 税務調査

ラオスの税務調査は、一般的に法人税の確定申告書の提出後に実施されることになる。ラオスの法人は、法人税の確定申告書はその会計年度の末日から2カ月以内に提出し、法人税を納めることになるが、その後のラオスの税務署のレビューによって、追加納税が求められることがある。

税務調査で過小申告を指摘された場合の罰金や納付遅延による延滞金は、以下のとおりであり、日本の税法のそれと比べて高額となっている。

(1) 過小申告による罰金（ペナルティ）

税務調査により過小申告を指摘された場合、不足納付額の20～60%のペナルティが課される。

(2) 無申告、税務調査の拒否による罰金（ペナルティ）

無申告や税務調査を拒否した場合のペナルティは、税務当局の裁量で料率を決定することができ、不足納付額の30～100%のペナルティが課される。

(3) 延滞金（サーチャージ）

申告・納付が遅れた場合、1日あたり0.1%（年36.5%）のサーチャージが課される。

実務的には、納税者の法人税の計算にかかわらず、ラオスの税務署の予算的な見地から追加納税の議論が生じたりすることもあり、その場合には、外部のアドバイザーを起用するなどして、ラオスの税務署と理論的な議論を行うべきと考えられる。

ラオスの税法は、通達などの細則が不十分であったり、広く解釈ができる部分が多く見受けられるのは事実であるが、それ以上に税法の規定と実務の運用が異なることがある点に注意が必要である。

代表的な例が、VAT法上は、仕入れVATが売り上げVATを上回った場合には、仕入れVATの還付請求ができるとされているが、実務上はラオスの税務署から実際に還付を受けられたという事例はほとんど聞かれない。